

平成 27 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 27(2015)年 6 月
平成音楽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1 使命・目的等	7
基準 2 学修と教授	17
基準 3 経営・管理と財務	55
基準 4 自己点検・評価	69
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	72
基準 A 社会連携	72
V. エビデンス集一覧	79
エビデンス集（データ編）一覧	79
エビデンス集（資料編）一覧	80

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 平成音楽大学の建学の精神・基本理念、使命・目的

平成音楽大学の建学の基礎は、昭和 46（1971）年、文化の焦点が中央に偏在し、地方文化の発展が遅々としていた当時、「九州から音楽文化を発信させたい。九州に音楽大学を」という創立者出田憲二の熱い情熱と、その意に賛同し集まった先達の行動と意思により成っている。

その基礎の上に、九州で中央の音楽大学に劣らない音楽教育を行い、地域の音楽文化を担うことのできる学生を育成し、やがては「九州から音楽文化を発信する」ことを目的として、創設者の出生地である閑静な郊外の地、熊本県御船町の台地（熊本市中心部から公共交通機関利用で約 30 分の距離）に学校法人御船学園を創設して、熊本音楽短期大学を開学した。開学 29 年目となった平成 13（2001）年、社会情勢や人々の価値観が変貌し 18 歳人口が減少する中、高学歴志向社会となり短大よりも四年制大学学部への進学を望むものが増えた。そこで、本学も多方面から検討を重ねた結果、短期大学である「熊本音楽短期大学」を四年制大学の「平成音楽大学」へと改組転換した。

九州唯一の音楽単科の大学として音楽文化の発信基地となるべく、次の点を大学の使命・目的として教育の基本理念に掲げた。

- ① 「音楽芸術の真理の探究」
- ② 「創造性豊かな心を持つ人間育成」
- ③ 「地域社会の音楽文化の発展に寄与する人材育成」
- ④ 「福祉の進展に寄与する人材の育成」

これらの事項は学則第 2 条において「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く知識を授けるとともに、音楽芸術の真理の探究と技術の練磨を教授研究し、創造性豊かな心を持つ人間形成を図る。もって人類の文化と福祉の進展に寄与する有為な人材の育成を目的とする。」として示している。

大学の名称は、年号が「平成」となってから初めて開学した音楽大学であること、新しい時代に求められるスタイルの音楽大学を目指すことから付けられた。卒業生が熊本県や九州の地域に留まることなく全国で活躍できるように、との理由から地域名は使わなかった。

九州唯一の音楽単科の大学として学部は「音楽学部」の 1 学部、学科も「音楽学科」の 1 学科とした。学科を編成するにあたっては 2 つのグループにそれぞれいくつかのコースを置く形を採った。

個人指導を中心に演奏家を養成するグループとして、声楽コース・ピアノコース・管弦打楽コースを置いた。ここでは基礎的な演奏法から高度な技術までを習得させ、演奏家や指導者を育成することとした。

演習形態で音楽家を養成するグループにはクラシック曲だけでなく幅広いジャンルの創作（作曲・編曲）、音楽制作ができる作曲コース・電子オルガンコース・コンピュータミュージックコースのほか、音楽を幅広く学ばせながら教育者として養成する音楽教育コース、心身に障がいを持つ人や高齢者等への音楽療法を行う専門家を育成するための音楽療法コースを置いた。こうして各コースでそれぞれの個性ある人材の育成に取り組みはじめた。

しかし社会は不景気となり経済状態が悪化してきた。18 歳人口はさらに減少し大学全入時代を迎え、本学も短期大学から大学へ改組転換してから定員を満たすことができず年々定員

を割り込む率が高くなってきた。そこで平成 17 (2005) 年 4 月に「早期音楽教育の必要性」に鑑み、既設の音楽学科の単科制 (入学定員 100 人) を、音楽学科 (入学定員 70 人) と幼児音楽教育学科 (定員 30 人) の 2 学科に改編し、定員確保を目標としながら、幼児音楽に習熟した幼児教育者の育成を始めた。平成 24(2012)年 4 月 1 日には、「こども学科」と改称した。国が進めている「幼保連携型認定こども園」に対応することのできる人材の育成を行っている。

また、音楽学部のほかに 1 年課程で入学定員 10 人の音楽専攻科を設けている。

こうして平成音楽大学は現在、音楽学部総定員 400 人、音楽専攻科 10 人の課程により建学の精神・基本理念に則って運営されている。

2. 大学の個性・特色

建学の精神である「九州から音楽文化を発信する」ために教職員や学生による演奏会を毎年各地で多数開催している。九州からの音楽文化の発信として顕著なものとしてはオペラ「細川ガラシア」が挙げられる。これは作曲から演出、演奏までのほとんどの作業を本学教職員と学生で行ったもので、本学を母体とした熊本オペラ芸術協会と協力して上演した。平成元年 (1989) 年 1 月には東京ゆうぽうとホールで公演し、地方からの文化発信として話題となった。

平成 9 (1997) 年 9 月には米国ニューヨークのカーネギーホールにおいて“Kumamoto College of Music Wind Orchestra and Chorus”として教員と学生によるコンサートを開催した。現地の満員の聴衆から賞賛を浴び、海外での活動として実績を残した。

こうして九州に止まることなく、国内外へ音楽文化を発信し続けるという精神を継承している。

大学の教育理念において第一の使命・目的としている「音楽芸術の真理の探究」の実現のために、大学を街の住宅街から離れた小高い丘の上に設置している。周囲から苦情などを受けることなく、夜間の練習も十分に行える環境である。学内では、夜間は 21 時 45 分まで学内施設でピアノや楽器の練習ができる。自宅ではままならない音楽の練習ができるように、グランドピアノ 59 台、アップライトピアノ 63 台、練習室 73 部屋を開放しており、音楽芸術の真理の探究ができる十分な環境を整えている。

第二の「創造性豊かな心を持つ人間形成」については、本学が開設しているカリキュラムのとおり教養科目により、広い教養と知識を身につけさせ、専門実技科目により、音楽の素晴らしさや音楽が与える感性を磨き、創造性豊かな心を持つ人間形成を図っている。

第三の「地域社会の音楽文化の発展に寄与する人材育成」については、本学が開催する各種演奏会やオーディションに出演・参加することで、音楽文化を発信する意識を培い、自ら関わろうとする態度の育成を図っている。平成 26(2014)年度に開催したコンサート及び教職員・学生が出演した 166 回に及ぶ演奏会で実践している。平成 26 (2014) 年 10 月には、熊本県に関係ある題材を基にした「肥後熊本異空間オペラ“魔笛”」を上演した。地域文化振興と総合舞台芸術を組み合わせた新しい作品を本学教職員及び学生達が創造し、独自の舞台を創り上げた。まさに、「地域」における音楽文化の発展に寄与していると言える。

第四の「福祉の進展に寄与する人材の育成」として、精神・身体に障がいを持つ成人や子どもに音楽を通して生きる力を育ませたり、高齢者の心を癒したりする音楽療法士を育成し

ている。平成 26(2014)年度から熊本市社会福祉協議会と協定を締結し、本学の学生及び教員が直接施設等において音楽療法に関するプログラムを導入した認知症予防等の支援を行う実践の場を設けている。そのほか、本学では、介護人材教育サービスとの提携により、学内で介護職員初任者研修（旧名称：ホームヘルパー）を実施している。

また、平成 17（2005）年度より保育士養成施設の認可を得て保育士の資格も取得できるようにした。全国の音楽大学の音楽学部で保育士資格が取得できるのは初めてのことであった。この資格が取得できることも学科では、乳幼児の健全な発達促進を図るにあたって重要な役割を担う音楽を、年齢や保育場面、乳幼児の身心の発達に合わせて適宜・適切に提供できる人材を育成することを目指している。平成 21（2009）年 3 月には 1 期生 17 人が幼稚園教諭一種免許と保育士資格を持った音楽学士として卒業した。それ以降、現在まで 91 人が幼稚園教諭一種免許と保育士資格を取得している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和46年4月23日	熊本音楽短期大学設立準備委員会発足
昭和46年9月30日	熊本音楽短期大学設立認可申請（校地面積：14,099 m ² ）
昭和47年3月2日	3階建校舎（1号館）落成（2,041.9 m ² ）
昭和47年3月30日	学校法人御船学園設立認可 初代理事長に出田憲二就任
昭和47年4月1日	熊本音楽短期大学開学（音楽科設置） 初代学長に出田憲二就任 音楽科（声楽専攻30人、器楽専攻30人）総定員120人
昭和47年4月12日	第1回入学式 82人入学
昭和47年12月27日	教職課程認可（適用時期：昭和47(1972)年4月1日）
昭和48年2月3日	第1回定期演奏会（於）熊本市民会館
昭和49年1月23日	熊本音楽短期大学専攻科設置認可 入学定員（総定員）10人
昭和49年3月9日	熊本音楽短期大学第1回卒業式（卒業生81人）
昭和49年4月1日	熊本音楽短期大学専攻科開設（入学者20人）
昭和50年8月1日	運動場用地購入（8,654 m ² ） 平屋建寄宿舍落成(620.48 m ²)
昭和50年12月3日	音楽科定員増員認可（入学定員：声楽専攻30人、器楽専攻70人 総定員200人）
昭和51年7月21日	2号館校舎落成（650.48 m ² ）
昭和53年2月15日	女子寮5階建落成（2,650.58 m ² ）
昭和55年5月7日	体育館兼演奏ホール用地購入（3,993 m ² ）
昭和56年2月28日	体育館兼演奏ホール落成（1,053.92 m ² ）
昭和59年9月30日	3号館校舎落成（356.85 m ² ）
昭和60年1月31日	4号館校舎落成（2,200.51 m ² ）
昭和60年4月1日	第2運動場用地購入（6,510 m ² ）
昭和62年4月24日	阿蘇研修所建物落成（975.65 m ² ） 阿蘇研修所用地購入（11,446 m ² ）
平成元年1月27日	オペラ「細川ガラシア」公演（於）東京ゆうぼうとホール
平成9年9月14日	“Kumamoto College of Music Wind Orchestra and Chorus” 公演（於）米国ニューヨーク・カーネギーホール
平成12年12月21日	音楽療法士（2種）：全国音楽療法士養成協議会認定
平成12年12月21日	阿蘇研修所を「日本童謡館」に譲渡 建物△975.65 m ² 、（土地△11,446 m ² ）
平成12年12月21日	平成音楽大学設置認可 音楽学部音楽学科教職課程認可 （中学校教諭一種免許状（音楽）、 高等学校教諭一種免許状（音楽））

平成音楽大学

平成 13 年 4 月 1 日	平成音楽大学音楽学部音楽学科（入学定員 100 人）開学 開学 初代学長に出田敬三就任
平成 14 年 4 月 1 日	音楽療法士（1 種）；全国音楽療法士養成協議会認定
平成 14 年 7 月 30 日	熊本音楽短期大学廃止認可
平成 16 年 9 月 27 日	音楽専攻科設置届提出
平成 16 年 11 月 17 日	音楽学部幼児音楽教育学科設置届認可
平成 17 年 3 月 28 日	音楽学部幼児音楽教育学科指定保育士養成施設指定
平成 17 年 3 月 29 日	音楽学部幼児音楽教育学科教員免許課程認可 （幼稚園教諭一種免許状） 音楽専攻科教員免許課程認可 （中学校教諭専修免許状(音楽)、 高等学校教諭専修免許状(音楽)）
平成 17 年 4 月 1 日	音楽学部幼児音楽教育学科 （入学定員 30 人）開設、 音楽学科入学定員変更（100 人→70 人） 音楽専攻科（入学定員 10 人）開設
平成 17 年 4 月 1 日	学校法人御船学園理事長に出田敬三就任
平成 18 年 7 月 22 日	音楽棟（クリーム棟）落成(453.96 m ²)
平成 19 年 10 月 31 日	集会場（コミュニティーセンター）落成(81.84 m ²)
平成 21 年 11 月 7 日	音楽療法士（2 種）；全国音楽療法士養成協議会認定
平成 22 年 3 月 24 日	(財)日本高等教育評価機構（第三者評価）基準認定
平成 22 年 6 月 11 日	熊本市キャンパス・サテライトステージ設置（269.28 m ² ）
平成 22 年 6 月 18 日	韓国新羅大学校芸術学部との姉妹校提携
平成 24 年 4 月 1 日	「幼児音楽教育学科」を「こども学科」に名称変更
平成 26 年 4 月 1 日	音楽学科「ミュージックパフォーマンスコース」新設
平成 26 年 8 月 29 日	平成音楽大学アート・イベント・プロジェクト新設
平成 26 年 10 月 4, 5 日	「肥後熊本異空間オペラ“魔笛”」上演
平成 27 年 3 月 31 日	幼児音楽教育学科名称改廃

2. 本学の現況

- ・大 学 名： 平成音楽大学
- ・所 在 地： 熊本県上益城郡御船町滝川字東原 1658
- ・学 部 構 成： 音楽学部
 - 音楽学科
 - こども学科
- ・学 生 数： (280 人)

学部：学科：現員；(平成 27(2015)年 5 月 1 日)

学部	学科	学年	学生数
音楽学部	音楽学科	1 年	30
		2 年	34
		3 年	25
		4 年	39
		計	128
	こども学科	1 年	38
		2 年	41
		3 年	29
		4 年	40
		計	148
計			276
音楽専攻科			4
合 計			280 人

学 長	教 授	准教授	専任講師	
教授 1 人	9 人	5 人	5 人	※教授は、10 人

客員教授 15 人

特別講師 4 人

非常勤講師等 89 人

- ・職 員 数：(27 人)
- 事務職員 (19 人)、嘱託 (5 人)、兼務 (3 人)

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学の建学の精神は「九州から音楽文化を発信する」ことである。それは、九州で中央の音楽大学に劣らない音楽教育を実施し、全国各地で活動できる音楽の実力を持った学生を育成することにある。本学は、九州唯一の音楽単科の大学として音楽文化の発信基地となるべく、平成音楽大学学則第 2 条に大学の使命・目的として教育の基本理念を明確に掲げている。

第 2 条 本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く知識を授けるとともに、音楽芸術の真理の探究と技術の練磨を教授研究し、創造性豊かな心を持つ人間形成を図る。もって人類の文化と福祉の進展に寄与する有為な人材の育成を目的とする。

この学則第 2 条を簡潔にしたものが、次の 4 点であり、本学ウェブサイト、学生便覧、大学案内に明記し、学内外へ周知としている。

また、学生に対しては、入学時オリエンテーションにおいて詳しく説明している。

- ① 「音楽芸術の真理と探究」
- ② 「創造性豊かな心を持つ人間育成」
- ③ 「地域社会の音楽文化の発展に寄与する人材育成」
- ④ 「福祉の進展に寄与する人材の育成」

上記の 4 つの基本理念を受けて、学科ごとの目的については、次のように定め教育に取り組んでいる。

音楽学科

音楽芸術の学修を通じて情操を高め、「豊かな感受性」と「和の心」を涵養し、「想像力」と「健全な身体」を養成すると共に、本学が音楽文化の発信地となることを目指す。

こども学科

乳幼児期に音楽が与える感性、美的情操や心理的情緒等の効用につき専門的に教育・研究し、保育園や幼稚園に於いて適宜、適切に音楽を提示できる保育士、幼稚園教諭を育成することを目的とする。

以上のように、簡潔な文章にまとめ、明確にしている。

【資料 1-1-1】 平成音楽大学学則

【資料 1-1-2】 平成音楽大学ウェブサイト

【資料 1-1-3】 平成 27 年度学生便覧

【資料 1-1-4】 平成 27 年度平成音楽大学学園案内

1-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己判定の理由で表記したように、学園建学の精神にある「九州から音楽文化を発信する」ことを目的として、九州で中央の音楽大学に劣らない音楽教育を実施し、全国各地で活動できる音楽の実力を持った学生を育成していく。単科の大学として音楽文化の発信基地となるべく、大学の使命・目的としての教育の基本理念は不変である。しかし、時代とともに社会からの本学に対する期待は変化してきており、それに対応すべく、今後検討を重ねていくこととする。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学の建学の精神である「九州から音楽文化を発信する」ことを目標として、学園の充実を目指してきた。平成 13(2001)年 4 月に改組転換し、熊本音楽短期大学から平成音楽大学となったが、それまでの大学の使命・目的は継受し学則の第 2 条に掲げている。

学生便覧には学部の目的として 4 つの基本理念を挙げ、さらに詳細に学科別の目的を示している。音楽学科では「音楽芸術の学習を通じて情操を高め“豊かな感性”と“和の心”を涵養し、“想像力”と“健全な身体”を養成すると共に、本学が音楽文化の発信地となることを目指す」ことを、こども学科では「乳幼児期に音楽が与える感性、美的情操や心理的情緒等の効用につき専門的に教育・研究し、保育園や幼稚園に於いて適宜、適切に音楽を提示できる保育士・幼稚園教諭を育成することを目的とする」ことを定め教育に取り組んでいる。本学ウェブサイト、入学試験要項、学生便覧、学園案内等

に記載し、学内外に本学の個性・特色について明示している。

- 【資料 1-2-1】 平成音楽大学学則
- 【資料 1-2-2】 平成音楽大学ウェブサイト
- 【資料 1-2-3】 平成音楽大学平成 28 年度入学試験要項
- 【資料 1-2-4】 平成 27 年度学生便覧
- 【資料 1-2-5】 平成 27 年度平成音楽大学学園案内

1-2-② 法令への適合

学校法人御船学園寄付行為第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人類の文化と福祉の進展に寄与する有為な人材を育成することを目的とする。」と教育基本法及び学校教育法に従うことを明記している。

また、平成音楽大学学則第 2 条に目的として「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く知識を授けるとともに、音楽芸術の真理の探究と技術の練磨を教授研究し、創造性豊かな心を持つ人間形成を図る。もって人類の文化と福祉の進展に寄与する有為な人材の育成を目的とする」と教育基本法及び学校教育法に則ることを明記している。以上により、法令に適合している。

- 【資料 1-2-6】 学校法人御船学園寄附行為
- 【資料 1-2-7】 平成音楽大学学則

1-2-③ 変化への対応

本学は、平成 13(2001)年 4 月 1 日に短期大学である「熊本音楽短期大学」から四年制大学「平成音楽大学」へと改組転換した。その際、今後介護部門での需要が多く見込まれる音楽療法士の育成等の部分を充実させるために新たに「福祉の進展に寄与する人材の育成」という項目を教育理念に加え、音楽療法コースの充実を図った。また、平成 17(2005)年 4 月に「早期音楽教育の必要性」に鑑み、既設の音楽学科の単科制(入学定員 100 人)を、音楽学科(入学定員 70 人)と幼児音楽教育学科(定員 30 人)に改編し、定員確保を目標としながらも、乳幼児期の音楽を通した豊かな人間形成に資する人材の育成を始めた。

全国の音楽大学の音楽学部で保育士資格が取得できるのは初めてのことであった。本学では、幼稚園教諭一種免許と保育士資格が同時に取得可能である。平成 21(2009)年 3 月から幼稚園教諭一種免許と保育士資格を持った音楽学士を卒業させており、国が進めている「幼保連携型認定こども園」に対応できる人材の育成を図っている。

また、平成 26(2014)年 4 月には、学生の多様な価値観に対応し、学生一人ひとりの希望に沿った音楽を通して、各自の能力や個性を自由な発想で伸ばしていくミュージックパフォーマンスコースを開設した。

以上のように時代や社会の変化に応じて、コース編成を変えるなど様々な取り組みを行っている。

(3) 1-2 の改善・向上方策(将来計画)

建学の精神は「九州から音楽文化を発信する」ことである。建学の精神から生じた基本理念は揺るぎないものの、時代や社会の変化に応じて、様々な取り組みが必要となる。今

後は、本学の使命・目的をしっかりと確認しながら取り組んでいく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

理事長・学長（理事長と学長は同一人）は、毎年1月実施の「仕事始め式」、4月実施の「年度始め式」、9月実施の「後期オリエンテーション・教職員会」、12月実施の「仕事納め式」、年2回の賞与支給の際において本学の建学の精神とともに、目的・使命及び教育方針について言及している。4月実施の「新任教職員研修」では、管理運営者である法人局長、事務局長、事務長並びに学部長とともに建学の精神・大学の目的・使命を踏まえた内容で実施している。また、学長は、毎月一回実施の「教授会」、毎週実施の「事務職員連絡会」において、使命・目的及び教育目的を踏まえた所信を時に応じて表明し、教職員の理解と支持を得ている。

役員には、就任に際し「寄附行為」を提示し、寄附行為に基づき開催される理事会・評議員会において、大学の目的及び使命を説明している。役員は、本法人の意志決定に係わる責任を有し、その職務を執行する際に大学の目的・使命に基づき十分に意を尽くした審議の後に決定しているので、これらの機会を通して役員の理解と支持を得ている。

【資料1-3-1】 学校法人御船学園寄附行為

1-3-② 学内外への周知

教職員に対しては、「教授会」、「事務職員連絡会」等における理事長・学長の小講話等において、建学の精神、大学の目的・使命の周知を図っている。

学生に対しては、入学式、年度初頭のガイダンス、後期初頭のオリエンテーション等において、建学の精神、大学の目的・使命等について説明し周知を図っている。

その他の、学則を掲載している学生便覧、教育の理念を掲載している入学試験要項、さらに広報誌「平成音楽大学通信 HEISEI MUSIC TIMES」、及び「平成音楽大学公式ウェブサイト」を活用し、周知を図っている。

保護者、卒業生、その他学外関係者に対しては、前述の印刷物の送付や本学ウェブサイト配信によるほか、保護者には「平成音楽大学保護者役員会」・「平成音楽大学保護者総会」で、また、卒業生には平成音楽大学同窓会「響和会報」及び同窓会本部・各支部会の

会合において、それぞれに時に応じて大学の教職員が出席し周知を図っている。

【資料 1-3-2】 平成 27 年度学生便覧

【資料 1-3-3】 平成音楽大学平成 28 年度入学試験要項

【資料 1-3-4】 広報誌「平成音楽大学通信 HEISEI MUSIC TIMES」

【資料 1-3-5】 平成音楽大学ウェブサイト

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命、目的及び教育目的の反映

建学の精神並びに目的・使命に基づき、平成 23(2011)年 5 月理事会において「学校法人御船学園中期 (H23(2011)～H29(2017)) 事業計画」を策定し、各項目を継続的に理事会、教授会で検証し、審議・決定している。その項目の中で、音楽学部の改編、カリキュラムの変更、教授陣の充実、学納金の変更(値下げ)等は実施し、使命、教育目的に反映できている。熊本市内への校舎移転については、熊本市都市建設局より市内中心地へ移転の強力な呼びかけがあり、諸事項を双方検討し概ね合意点を見出したが、駐車場問題・交通渋滞、防音問題・室外での音出し禁止条例等、音楽教育に支障が生じることから計画を修正し、平成 22(2010)年度に熊本市中心部に設置した熊本市キャンパス・サテライトステージを活用することとし、併せて御船本校舎の教育環境整備に重点を置くこととした。また、一段の少子化の時期を迎えるにあたって、学生確保・充足率を現状に即した定員の見直しをし、九州唯一の音楽単科の大学として音楽文化の発信基地となるべく努める。

3 ポリシーは、建学の精神・教育方針、教育目的を踏まえて策定されており、本学の使命・目的等について十分反映されている。

本学園は、平成音楽大学開学 15 周年、学園創立 45 周年を迎える節目にあたって、学生の受け入れ方針を明確にするアドミッションポリシー、教育の目的を達成するための方針であるカリキュラムポリシー、カリキュラムを通じて学んだ人材の質保証をする意図であるディプロマポリシーの 3 つの方針と教育目的を理事会、教授会を通じて一層明確に構築するようにする。

アドミッションポリシー

- | | |
|-------|--|
| 音楽学部 | ・技術の向上と知識の習得に努める人
・豊かな感性を持つ人
・心のハーモニーを求め続ける人 |
| 音楽学科 | 音楽芸術の真理を探究する情熱を持つ人 |
| こども学科 | こどもの音楽文化を探究する情熱を持つ人 |

音楽学部のカリキュラムポリシー

- 建学の精神に基づき、教育目標を達成するために、各学科の教育課程を「基礎科目群」「展開科目群」「発展・応用科目群」の三領域で編成し、実施しています。
- 幅広い専門知識、高い技術や豊かな感性を身につけることができるように、専門実技科目や教養科目の他にも、教職科目、教育実習、音楽療法実習、保育実習などを広く学ぶことができるカリキュラムを構築しています。

音楽学科のカリキュラムポリシー

- ・幅広い専門知識や高い技術や豊かな感性を身につけることができるように、実際のステージや現場での演奏・演習・実習を重視したカリキュラムを編成します。
- ・教育支援活動や派遣演奏などのボランティア活動を積極的に取り入れていきます。
- ・少人数制による一人ひとりに応じた指導が行えるような内容編成をします。

こども学科のカリキュラムポリシー

- ・保育に関する幅広い専門知識や高い技能、さらに確かな音楽の力を身につけることができるように、保育領域、教育領域、音楽領域及び実習でカリキュラムを編成します。
- ・音楽の専門性を高めるために、ピアノ・弾き歌い・ソルフェージュ・合奏、さらに音楽学科との合同授業としてリトミック・指揮法・合唱を行います。
- ・音楽領域においては、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導が行えるような内容編成をします。

学部のディプロマポリシー

- 専攻分野における基礎的な技術・知識・能力に加え、専門的な能力（音楽学科では、演奏力、創作技術、教育力、対人援助力、こども学科では、保育力、表現力）と豊かな感性を身につけていること。
- 音楽芸術の探究や様々な体験を通して、創造性豊かな人間性と学修に対する情熱と意欲を身につけること。
- 主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求するとともに地域社会の音楽文化の発展や福祉の進展に寄与する能力と態度を身につけていること。

音楽学科のディプロマポリシー

- ・音楽及び演奏、制作、音楽教育、音楽療法、音楽文化に関する確かな知識と技能・態度を備えていること。
- ・自らの専門とする分野において感性豊かな表現ができ、さらに理解力・表現力（コミュニケーション力）を備えていること。
- ・音楽について主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長と音楽の美しさを追求できる能力と態度を備えていること。

こども学科のディプロマポリシー

- ・こどもの健全な成長・発達を理解し、指導や援助ができる技能・態度を備えていること。
- ・音楽を基盤とした豊かな表現力、コミュニケーション力を備えていること。
- ・こどもを取り巻く社会や福祉に関心をもち、積極的に社会貢献をしようとする意欲を備えていること。

【資料 1-3-6】 学校法人御船学園中期（H23～H29）事業計画

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織の構成は図 1-3-1 のとおりであり、学部、専攻科のほか附属施設としての図書館そして附属・併設機関としての「平成音楽大学附属音楽教室」、「平成音楽大学音楽療法情報センター」、「熊本オペラ芸術協会」、「九州音楽コンクール」、「女

声合唱団平成カンマーコール」、「平成音楽大学音楽総合センター」、「IT・サウンドビジュアル研究センター」、「平成音楽大学アートイベントプロジェクト」で構成されている。

本学の目的・使命は、建学の精神である4つの基本理念「音楽芸術の真理の探究」、「創造性豊かな心を持つ人間形成」、「地域社会の音楽文化の発展に寄与する人材育成」、「福祉の進展に寄与する人材の育成」に基づき、我が国の芸術文化並びに子ども文化の振興に寄与する人格豊かな人材を育成するため、音楽学部においては演奏家、作曲家、音楽教育者、音楽芸術活動の企画・運営、幼児教育に携わる人材を育成することとしている。すなわち、個人指導を中心に声楽や器楽を専門的に教育育成する「演奏表現専攻」のピアノ、管弦打楽、声楽の3コース。創作や理論をベースとした演習による専門的な研究・育成をする「音楽文化コミュニケーション専攻」の作曲、電子キーボード、ミュージック&ビジュアル、ミュージックパフォーマンス、教育や医療の現場など音楽を通じた専門家を育成する音楽教育、音楽療法の6コースによる「音楽学科」を組織し、併せて、こどもの豊かな感性を育てることをキーワードに保育・教育・文化・福祉・医療など様々なジャンルで活躍できる幼児音楽に習熟した保育士・幼稚園教諭を養成する「こども学科」による教育研究組織で、本学の教育目的を達成している。

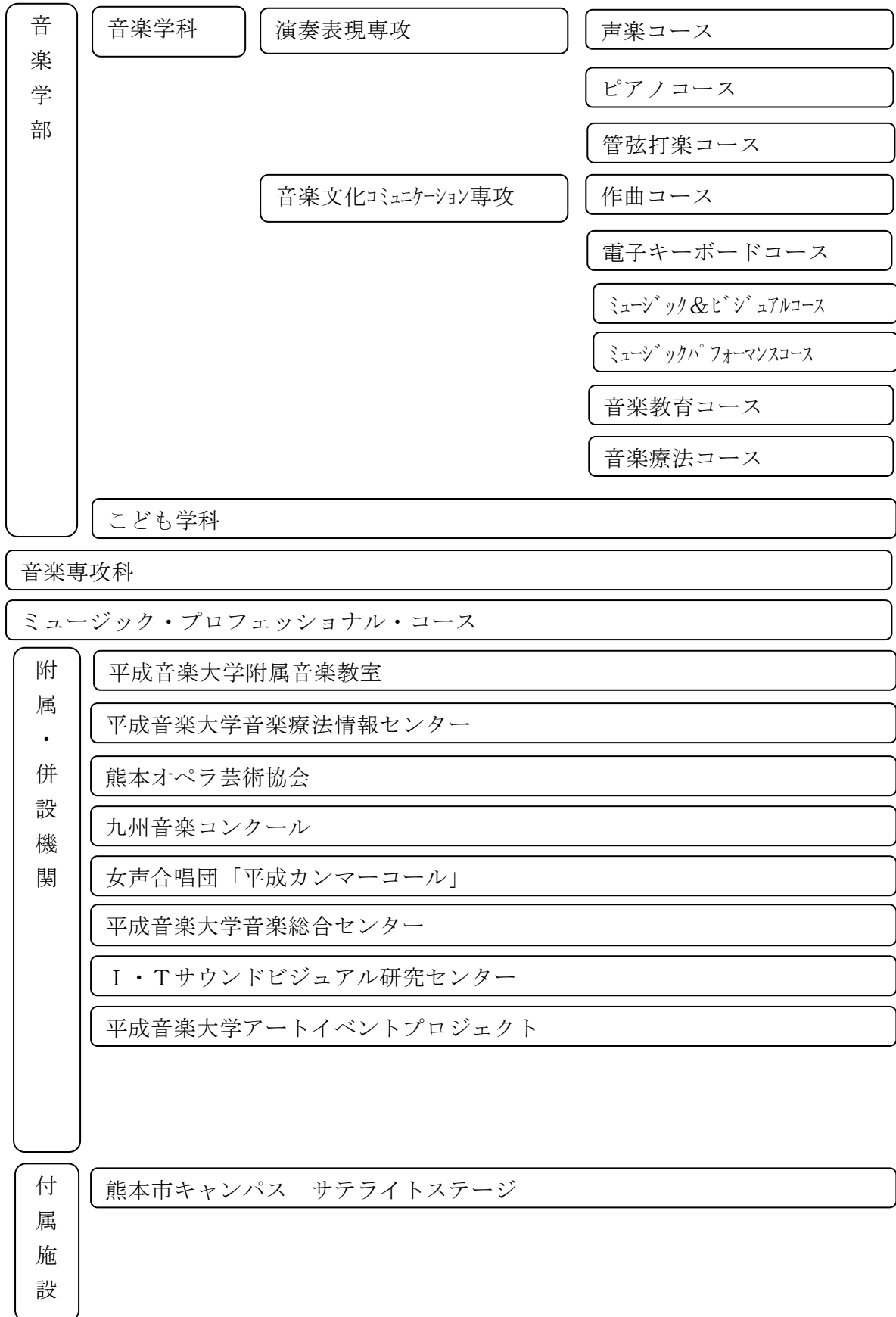
これらを通して、さまざまな分野において互いに協力・協調することにより、地域の音楽文化と幼児音楽文化の質の向上に寄与している。

以上から本学の教育目的と教育研究組織の構成は、整合性をもっている。

【資料 1-3-7】 平成 27 年度平成音楽大学学園案内

【資料 1-3-8】 広報誌「平成音楽大学通信 HEISEI MUSIC TIMES」

図 1-3-1 教育研究組織の構成図



(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神である 4 つの基本理念、並びに目的・使命及び教育理念である 3 つのポリシーについては学園案内、本学ウェブサイト、広報誌「平成音楽大学通信・HEISEI MUSIC TIMES」に掲載するなどして、学内外への周知を図っている。建学の精神と使命・目的の本質は変わらないが、急速に変化・多様化する社会情勢の中で、学科コースごとの課題を認識して、建学の精神に基づいた教育の質を向上させる。学園創立 45 周年、平成音楽大学開学 15 周年を迎える節目にあたって、建学の精神の読み解きと本学の目的・使命及び教育理念を一層理解・認識するため、役員・教職員一丸となって取り組むこととする。

[基準 1 の自己評価]

本学は、「寄附行為」の定めるところにより、大学の目的及び使命を大学学則第 2 条に明文化している。

また、社会環境の変化とその要請を受けて、本学の目的・使命及び教育目的並びに教育研究上の目的や教育研究組織の構成との整合性等を含め継続的に検討し、変化に対応してきた。これからも引き続き「自己点検・評価委員会」を中心として検討を行い、教育研究上の目的と併せ、教育研究組織（学科構成）の在り方について改革・改善を推進する。

本学の目的・使命及び教育目的の内容は、本学ウェブサイト、広報誌等、複数の媒体を通して学内外に周知しており、目的・使命及び教育目的の明確性、有効性の確保のための取り組みを適切に保っている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学では九州から音楽文化を発信することを大学の使命・目的として次の4つの基本理念を掲げている。

1. 音楽芸術の真理の探究
2. 創造性豊かな心を持つ人材育成
3. 地域社会の音楽文化の発展に寄与する人材育成
4. 福祉の進展に寄与する人材の育成

これに基づき受験生に対してのアドミッションポリシーは意欲・適正面などから、音楽への向学心を持つ受験生に門戸を広げるために内面的、精神的な部分で次のように示している。

- 【音楽学部】 ・技術の向上と知識の習得に努める人
・豊かな感性を持つ人
・心のハーモニーを求め続ける人

<音楽学科>

<こども学科>

音楽芸術の真理を探究する情熱を持つ人

こどもの音楽文化を探究する情熱を持つ人

入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）は、「入学試験要項」に明記するとともに「平成音楽大学学園案内」や「本学ウェブサイト」に掲載して周知を図り、県内の高等学校関係者を集めて行う大学説明会やオープンキャンパス等において説明し周知を図っている。

【資料 2-1-1】 平成音楽大学平成 28 年度入学試験要項

【資料 2-1-2】 平成音楽大学ウェブサイト

【資料 2-1-3】 平成 27 年度平成音楽大学学園案内

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学の入学試験には一般入学試験、推薦入学試験、特待生入学試験、AO入学試験、留学生入学試験、編入学試験がある。

各入学試験における入学者の選考の方法は、「平成音楽大学入学者選考規程」に定めている。入学要件を満たす者が前述の入学試験を受験し、それを規程に則り判定した上で入学を許可している。受験科目は学科・コースごとにそれぞれの課題を課している。

各学科・コースの試験問題の作問者・出題者・責任者は入試総括部会が指名した各担当者が行い、入試問題管理部会が印刷および管理等を行う。

それぞれの試験科目の配点および境界点（可否）は表 2-1-1 のとおり定めている。

表 2-1-1 各学科別の入学試験科目の配点および境界点

科 目		配点	特待生入学試験 選考境界点	入学試験等の 選考境界点	
音楽学科	ピアノ	100	80	60	
	管弦打楽	100	80	60	
	声楽	100	80	60	
	作曲	100	80	60	
	ミュージックパフォーマンス	100	80	60	
	電子キーボード	100	80	60	
	ミュージック&ビジュアル	100	80	60	
	音楽教育	声楽または任意の楽器	50	40	30
		小論文	50	40	30
	音楽療法	声楽または任意の楽器	50	40	30
		小論文	50	40	30
	副科ピアノ	100	60	60	
	副科声楽	100	60	60	
	楽典	100	平均の半分以上	平均の半分以上	
	聴音	100	平均の半分以上	平均の半分以上	
	コールユーブンゲン	100	40	40	
	小論文（一般入学試験）	100	平均の半分以上	平均の半分以上	
面接（音楽学科）	ABCDE	A B	A B C		
こども学科	自己アピール	100	80	60	
	小論文	100	80	60	
	面接	ABCDE	A B	A B C	
高等学校時の成績（各学科共通）		参考	3.0 以上	参考	

- ・採点は、実技試験は教職員 3 人以上により、100 点法で行う。
- ・筆記試験および小論文試験の採点は教職員 2 人以上で 100 点法で行う。
- ・面接試験の採点は教職員 2 人以上で行い、5 段階法としている。
- ・各入学試験の方法および基準の細目並びに運営管理等について、適正で公平な試験が実施・採点等が行えるように、入学試験の業務を 4 つの部会で運営している。

【入試総括部会】

- ①入学試験要項の基本方針に関する事
- ②入学試験の方法、基準点及び運営の大綱に関する事
- ③入学試験の作問・採点者等の委任に関する事
- ④入学者選考の大綱的基準に関する事
- ⑤各部会の構成員の選定及び総合調整に関する事
- ⑥その他入学者選考の重要事項に関する事

【入試事務管理部会】

- ①入学試験実施要項案の作成に関する事(受験者の配当・入試事務分掌表の作成等)
- ②入学試験日程案に関する事
- ③入学試験要項等の発送に関する事
- ④入学試験志願書等授受に関する事
- ⑤入学試験志願状況の管理及び速報に関する事
- ⑥入学試験会場の設営・撤去に関する事
- ⑦入学試験結果の発送事務に関する事
- ⑧その他入学試験事務・管理に関する事

【入試問題管理部会】

- ①入学試験問題(楽典・実技・面接・小論文・教養等)の作成事務に関する事
- ②入学試験問題の印刷・管理に関する事(問題紙・答案用紙の廃棄を含む)
- ③入学試験問題の採点事務に関する事(①に対応のこと)
- ④前③号の結果の集計に関する事
- ⑤その他入学試験問題の管理に関する事

【入学者選考部会】

- ①入学者判定会議(教授会)提出議案の作成に関する事
- ②特待生・給費生の選考に関する事
- ③特定専門分野における特異な才能を有する者の特別選考に関する事
- ④その他入学者選考全般についての意見具申に関する事

入学者の選考については、入試問題管理部会員が選考資料の集計を行い、入学者選考部会が選考資料に基づき入学者判定会議提出議案を作成する。

入学者判定会議において判定案を作成し、学長は教授会の議を経て、入学者を決定し発表している。

【資料 2-1-4】 平成音楽大学入学者選考規程

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の音楽学部の入学定員は音楽学科 70 人、こども学科 30 人、収容定員 400 人である。在籍学生(平成 27(2015)年 5 月 1 日現在)は音楽学科 128 人、こども学科 148 人の合計 276 人であり、定員充足率は 69%である。

収容定員、入学定員および在学生数の関係は短期大学から大学へ改組転換した平成 13

(2001) 年 4 月から入学者が定員を満たせず減少の一途をたどっている。

平成 17 (2005) 年 4 月に音楽学部音楽学科を 1 学部 2 学科に改編し、新しく幼児音楽教育学科を設置した。その際には一時的に入学定員の充足率も 86%までに改善した。

しかし、再び減少の一途をたどり、充足率も 42%に激減した。そこで、平成 24 (2012) 年 4 月に幼児音楽教育学科の名称をこども学科に変更し、カリキュラムの見直しおよび学費の減額を行ったことで充足率は 82%にまで改善した。

平成 25 (2013) 年度には一旦、減少はしたものの、その原因は広報展開の不足によるものであり、現在は情報が浸透しつつある。特色を持たせた幼児教育系の「こども学科」に関してはさらなる教育の充実を図ることで安定した学生数を獲得できる見込みである。

音楽学科についての充足率の向上が難しいのは少子化や経済状況が一番の要因である。今後は経済支援（奨学金制度等）の充実を図ると同時に、入学試験方法等も検討・改善を加えながら社会人等にも視野を広げて受験生を獲得する。

表 2-1-2 学科別の入学定員充足率および収容定員充足率

学部・学科		区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
音楽学部	音楽学科	入学定員(人)	70	70	70	70	70
		入学者数(人)	33	39	25	33	30
		充足率(%)	47.1	55.7	35.7	47.1	42.8
		収容定員(人)	280	280	280	280	280
		在籍者数(人)	169	160	136	129	128
		充足率(%)	60.4	57.1	48.6	46.1	45.7
	こども学科	入学定員(人)	30	30	30	30	30
		入学者数(人)	9	43	33	42	38
		充足率(%)	30.0	143.3	110.0	140.0	126.6
		収容定員(人)	120	120	120	120	120
		在籍者数(人)	35	66	87	122	148
		充足率(%)	29.2	55.0	72.5	101.7	123.3
	合計	入学定員(人)	100	100	100	100	100
		入学者数(人)	42	82	58	75	68
		充足率(%)	42.0	82.0	58.0	75.0	68.0
		収容定員(人)	400	400	400	400	400
		在籍者数(人)	204	226	223	251	276
		充足率(%)	51.0	56.5	55.8	62.8	69.0

※平成 27 年 5 月 1 日現在

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後の 18 歳人口の減少に伴い、経済・社会環境の状況を踏まえ、時代に即したアプローチが必要である。

本学ウェブサイトもリニューアルし、レスポンシブウェブデザインとすることでスマー

トフォン、タブレットといった情報端末でも対応できるように最適化している。また、十分なSEO対策を施すことで検索エンジンでの上位表示を図っている。

今後、さらなる充実を図り、情報をよりの確にわかりやすくすることで受験者獲得を目指す。

平成 26(2014)年度からはこれまで国内の音楽大学で学ぶことが難しかった楽器や分野について学ぶことができる「ミュージックパフォーマンスコース」を新設、また、管弦打楽コースにおいては楽器のリペアを学ぶことができるよう付加価値を加えている。今後も時代のニーズにあった取り組みを強化していく。

入学試験に関しては、少子化が進む社会環境を踏まえ、社会人枠の受け入れを拡大すべく試験方法（科目、日程等）について、学納金も視野に入れながら検討・改善を図る。

音楽系進学者の減少に伴い、各学科の入学定員も検討しながら充足率が安定した数値となるよう取り組んでいく。

【資料 2-1-5】 レスポンシブウェブデザイン資料

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

教育課程は建学の精神を基本とした教育目的に基づいて編成している。建学の精神の基本理念は次のとおり明示している。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 音楽芸術の真理の探究・ 創造性豊かな心を持つ人間形成・ 地域社会の音楽文化の発展に寄与する人材育成・ 福祉の進展に寄与する人材の育成 |
|---|

これらを教育目的に据えて次のとおりカリキュラムポリシーを定めている。

音楽学部カリキュラムポリシー

- 建学の精神に基づき、教育目標を達成するために、各学科の教育課程を「基礎科目群」「展開科目群」「発展・応用科目群」の三領域で編成し、実施しています。
- 幅広い専門知識、高い技術や豊かな感性を身につけることができるように、専門実技科目や教養科目の他にも、教職科目、教育実習、音楽療法実習、保育実習などを広く学ぶことができるカリキュラムを構築しています。

さらにそれぞれの学科においてカリキュラムポリシーを定めている。

<音楽学科>

- ・幅広い専門知識や高い技術や豊かな感性を身につけることができるように、実際のステージや現場での演奏・演習・実習を重視したカリキュラムを編成します。
- ・教育支援活動や派遣演奏などのボランティア活動を積極的に取り入れていきます。
- ・少人数制による一人ひとりに応じた指導が行えるような内容編成をします。

<こども学科>

- ・保育に関する幅広い専門知識や高い技能、さらに確かな音楽の力を身につけることができるように、保育領域、教育領域、音楽領域及び実習でカリキュラムを編成します。
- ・音楽の専門性を高めるために、ピアノ・弾き歌い・ソルフェージュ・合奏、さらに音楽学科との合同授業としてリトミック・指揮法・合唱を行います。
- ・音楽領域においては、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導が行えるような内容編成をします。

これらのカリキュラムポリシーをベースとしてそれぞれの学科の教育課程を構成している。

学部構成は音楽学部1学部であり、その中に音楽学科とこども学科の2学科を置いている。音楽学科は入学定員70人で収容定員は280人、こども学科は入学定員30人で収容定員は120人としている。修業年限は4年で、8年を超えて在学することはできないこととしている。

<音楽学科>

音楽学科は演奏表現を専攻する3つのコースと音楽文化コミュニケーションを専攻する6つのコースからなる。

演奏表現専攻

声乐コース、ピアノコース、管弦打楽コース

音楽文化コミュニケーション専攻

作曲コース、電子キーボードコース、ミュージック&ビジュアルコース、ミュージック

クパフォーマンスコース、音楽教育コース、音楽療法コース

それぞれのコースで専門の教員が個人指導、少人数指導を中心とした教育を施し、音楽の技術と感性を教授できるように編成している。各コースの教育方針はそれぞれ次のように設定している。

声乐コース

呼吸・発音・発声を各個人に応じた形でレッスンし、個性を伸ばしながら確かな基礎力を身につけさせる。実践では様々なステージで舞台を経験させながら、心で音楽に触れることを意識させる。自分自身と向かい合い、作品の奥深さを感じ取りながら大切に歌っていくためのトレーニングを積み重ねさせて、音楽を感情豊かに表現することのできる声楽家を育成していく。

ピアノコース

楽曲を表現するための広い視野と洞察力を養いながら作曲家の特徴や様式の理解、和音などの理論的な知識を修得させる。基礎となる古典派やロマン派の作品の研究に重点を置きながら、ピアノ奏法に適した身体的メカニズムを考慮した音づくりや、室内楽・伴奏法などの授業を通じた総合的な演奏技術の修得を目標とする。

管弦打楽コース

10種類の管楽器、6種類の弦楽器、打楽器全般、マリンバ、3種類の邦楽器のそれぞれに専門教員を配置して、個人指導で基礎から応用までの段階的な教育を行う。楽器の特性を知識として学び、それをコントロールするための身体的機能や技術を学んでいく。吹奏楽やオーケストラ、アンサンブルなど様々な形態での演奏の機会を設けて、演奏家となるための実践力を養っていく。

作曲コース

音楽全般の基礎知識、和声学、コード進行、メロディーの作り方、楽曲分析、オーケストレーションなどを修得させる。芸術音楽から放送、映像音楽、ポップスなどの商業音楽まで個性を重視し育成しながら、幅広いジャンルに対応できる作曲家、創作者を養成する。

電子キーボードコース（電子オルガン・電子ピアノ）

電子キーボードについての知識や操作技術を修得し演奏のセンスを磨いていく。演奏だけでなく編曲、即興、作曲の能力を養い、クラシックから現代音楽、ポップスまで幅広い音楽に対応できる人材として育成する。教育課程にはパイプオルガンの演奏も取り入れるほか、他の楽器とのコラボレーションやオペラ、ミュージカルなどの大舞台でのオーケストレーションなども経験させていく。

ミュージック&ビジュアルコース

音楽メディア、音楽ビジネスの業界を進路として、そのためのスキルやノウハウを学ば

せる。自己表現としての作品を音と映像を通して発信していくまでを目標とする。音創りだけでなくビジネス上にも有利なソフト操作技術、文化全般の現場に必要な知識、変化の激しいマルチメディア社会に適応できる知識など多面的に修得させていく。

ミュージックパフォーマンスコース

「歌いたい」「弾きたい」「創りたい」という音楽のよろこびを味わいながら、表現する力を培い、これまで国内の音楽大学では学ぶことが難しかった、あるいは課程がなかった楽器やジャンルについて学ぶことができるコースを目指して平成 26(2014)年度に設置した。他のコースとの時間や空間を共有することで、広がりのある視野や情操、感性を磨き、音楽人としての基礎力・表現力を身に付けた上で、ライブコンサートやイベント、コンテストなど、数多くの発表・ステージを経験しながら専攻の楽器・ジャンルを習得するよう育成する。

音楽教育コース

あらゆる場面で音楽の楽しさを伝えることができる指導者の育成を目標とする。中学校や高等学校の音楽教師、幅広い年齢層に適応できる音楽指導者、音楽を通じて子どもたちの心を支える指導者など、それぞれの目的に応じて教育者となるための知識と技術を修得させる。

音楽療法コース

健康な人へのストレスケアや、心身に障がいのある人への治療、高齢者へのリハビリテーションなど福祉施設で必要とされる音楽療法士の資格取得を目標とする。音楽の専門知識はもちろん、医療従事者としての知識や考え方や技術などを修得させ、現場で活躍するプロを育てるために実習を重視した指導を行う。

<こども学科>

乳幼児への音楽教育を考える場合、発達心理学等の一般的教養はもとより、乳幼児の心身の発達的特徴や育児・指導法等の基礎的な対応のあり方までを併せて修得する必要がある。基礎的理解を図る措置としては、必修となる保育士養成課程および幼稚園教諭免許課程の科目を中心に「音楽大学にあるこども学科」としての特色を出す方針を採る。

特に早期音楽教育の必要性に鑑み、幼児期の音楽を通した豊かな人間形成のための適格な指導ができる人材を育成するために必要なピアノと声楽についてはクラス授業と個人指導を併用した指導編制とした。

「こどもの豊かな感性を育てる」をキーワードに保育・教育、文化、福祉、医療等のさまざまなジャンルで活躍できる人材を育成する。幼児教育の基礎とこどものための豊かな音楽環境づくりの技術を探求し、本学の特徴とする実践を通して多様な教育ができる能力を養っていく。豊かな自然の中に音楽が溢れる環境の中で歌い、奏で、踊りながら感性を培うことは、子どもたちの豊かな感性、健やかな心、身体の育みを担う幼児教育者となるにあたって不可欠な資質として養っていく。

卒業研究として「保育と音楽の関わりを主としたテーマでの卒業論文」「こどものため

のステージ制作(卒業ステージ公演)」を実施している。今日の保育・教育の現場で求められるニーズは年々高まり複雑化してきている。それに対応するためにも保育・教職科目だけでなく、幼児音楽を幅広く研究し、教育現場において適切な指導・教育のできる保育士・幼稚園教諭の養成を行い、将来のリーダーとなりえる新しい人材の育成を目指している。

【資料 2-2-1】 平成 27 年度平成音楽大学学園案内

【資料 2-2-2】 平成音楽大学平成 28 年度入学試験要項

【資料 2-2-3】 平成音楽大学学則

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発 教育目的が教育方法等に十分に反映されているか。

教育課程はカリキュラムポリシーを基にして各学科で体系的に編成している。

<音楽学科>

音楽学科のカリキュラムは「基礎科目群」「展開科目群」「発展・応用科目群」に分けて構成している。

「基礎科目群」には教養領域科目として一般教養科目、保健体育科目、外国語科目、教職課程に関する科目が含まれる。また音楽領域科目として実技レッスン（ミュージック&ビジュアル・音楽教育・音楽療法の各コースは少人数による専門の演習科目）と必修科目である音楽基礎科目（「音楽理論Ⅰ・Ⅱ」「ソルフェージュⅠ・Ⅱ」「ピアノⅠ・Ⅱ」「声楽Ⅰ・Ⅱ」等）が含まれる。

「展開科目群」と「発展・応用科目群」では、音楽領域科目として基礎的な技術から高度な演奏法までを習得した後、個人指導を中心に徹底した教育を学生に施し、技術と感性を養うことができる課程を編成している。

クラス授業は少数制を採り、専門実技や副科実技においてはマンツーマンの個人指導を実施している。このように学生と教員とのコミュニケーションが密に取れる環境の中で教育を行っている。

卒業単位に拘わらず免許や資格を取得するための科目としては「教職に関する科目」と「音楽療法に関する科目」が開講され、それぞれ中学校・高等学校教諭一種免許状（音楽）と音楽療法士（全国音楽療法士養成協議会認定／1種・2種）資格が取得できる。

【資料 2-2-4】 SILLABUS 平成 27 年度授業計画

【資料 2-2-5】 平成音楽大学学則第 21 条、第 22 条

【資料 2-2-6】 平成音楽大学学則第 31 条、第 32 条、第 34 条

<こども学科>

一般教養科目群と専門科目群の単純な科目区分ではなく、幼児音楽を教育・研究する授業科目の構成内容および区分の明確化を図るために、それぞれの科目を「教養領域」「音楽領域」「保育・教育領域」の 3 つの領域に分けている。さらにその領域ごとに教育・研究の基礎となる科目を「基礎科目群」、基礎科目から展開させていく科目を「展開科目群」、その領域を発展させ応用して広げる科目を「発展・応用科目群」とし、科目の整理および領域の明確化を図り履修する学生に分かりやすい構成としている。例えば本学科は音楽経

験者と音楽初心者がいるため、基礎科目群の音楽領域においては1年次、特に基礎となる音楽理論、ソルフェージュを2クラスに分け、わかりやすく丁寧な指導を行っている。また、発展・応用科目群では総合的に実践ができるよう、ピアノ・弾き歌い・マーチング指導法・作曲法（編曲法含む）等の科目で専門的で細やかな指導が行われている。

本学科は、徹底した少人数指導により基礎から専門領域まで能力に応じた指導を行い、多くの演奏発表を経験させながら4年間で十分な力を付けさせる。専任教員2人1組による担任制を採り、所定の単位を修得し幼稚園教諭一種免許状、保育士資格を取得するまでの履修指導や生活指導を行っている。

【資料 2-2-7】 平成音楽大学学則第 21 条、第 22 条

【資料 2-2-8】 平成音楽大学学則第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条

<音楽専攻科>

音楽専攻科では社会の音楽活動に直結した実践的な教育を目的とし、実技教育を中心とした教育課程を編成している。

音楽学科で中高の一種免許状を取得している学生が教科に関する科目、教職に関する科目の教育課題研究など所定の単位を修得すれば中学校・高等学校教諭専修免許状（音楽）を取得できる。

レッスンや少人数クラス授業により、伝統的に教員と学生の関係は密接であり、常に学生の相談に応じる体制を持っているが、これに加え専任教員のオフィスアワーを実施している。また音楽学科、こども学科、音楽専攻科とも学生の授業科目の履修に柔軟性を持たせるために、半期完結型の履修形態を採っている。

【資料 2-2-9】 平成音楽大学学則第 40 条、第 42 条

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学科ごとに定めているカリキュラムポリシーを具現化していくため、さらに次のように改善を行っていく。

音楽学科のカリキュラムポリシーでは教育支援活動や派遣演奏などのボランティア活動を積極的に取り入れることにしている。これは様々な社会活動やボランティア活動への参加を促して、学生が社会を知り社会に貢献できることを実感できる機会を持つことで適応能力や順応性を含んだ実践力を身につけさせることを目的としている。

現在は大学で受付けたボランティア募集分については、学生に推奨しているため把握できているが、各学生が独自に参加しているボランティアについては確認できない状況にある。今後は教育支援活動や派遣演奏などのボランティア活動への参加を授業プログラムに組み込むためのシステムを作っていく。ボランティアのニーズをまとめ、各学生の専門分野や希望、演奏レベルに合わせてマッチングさせていくようなシステムを構築していく。

こども学科では保育・教育の一元化で認定こども園に対応できる幼児教育者を育成すべく幅広いカリキュラムで対応している。今後はさらに保育・音楽領域の幅広い知識と高い技能を実際にこどもに向きあう活動の中で実践できるように授業の中に組み入れていく。また、実習協力園の増加を図る。

音楽領域の科目も充実しているが、こどもに向き合う保育活動の中での音楽的役割につ

いて、より深い理解と実践力を養うために、カリキュラム・教材・指導内容についても積極的に見直していく。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

・教員と職員の協働

学則では教授会の構成員を学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、事務局長とし、教授会が必要と認める場合はその他の教職員を加えることができると定めている。

それにより課長以上の事務局職員が同席者として教授会に出席している。また情報共有が必要との学長の判断により、大多数の議案において主事までの事務局職員全員が特別同席者として出席するようになっている。これは教員と職員が情報や問題を共有してスムーズに学修支援、授業支援をするために大きく役立っている。

また教授会の諮問機関である各委員会全てにも事務職員が出席しており、職員は会議の準備や運営を補佐するだけでなく意見を述べる機会を持つ。このようにして教員と職員双方の視点でバランスを取りながら学修支援、授業支援を行っている。

【資料 2-3-1】 平成音楽大学学則第 57 条

・学生への学習支援体制

学生への学習支援は教務委員会が中心となりながら全専任教員であたっている。さらに教務課が学生との窓口となることでこれを円滑にするほか、授業実施日以外で学生と直接接する機会を持ちにくい兼任教員とも密に情報の交換や共有ができるような体制を保っている。また担任制を採ることにより、全ての学生に対して学修だけでなく生活面までのサポートを行き届かせている。

年度始めには、新入生だけでなく在学生全員によるオリエンテーションを3日間かけて行い、学習支援や生活支援等についてガイダンスしている。学則、履修規程、履修登録、シラバスの内容、オフィスアワーなどについて説明して、学生が円滑に学修できる体制を作っている。オリエンテーションは年度初めだけでなく、後期の開始前にも1日実施している。

このように学期ごとに行うため、単位修得状況もこの時に通知して履修指導を行っている。この単位修得状況はその後に保護者へも送付しており、学生だけでなく家庭においても正確に履修状況を把握するよう努めている。

【資料 2-3-2】 平成 27 年度オリエンテーション日程表

【資料 2-3-3】 平成 26 年度後期オリエンテーション日程

・リタイヤの防止

学生が就学する中でリタイヤすることについての防止策では、授業への出席を最重要視している。欠席は学業不振に留まらず、深刻な学習困難に陥る兆候である場合が少なくないので、日頃から出席状況の管理を徹底している。理由なく連続して欠席した学生がいた場合、担当教員は学生課との情報交換を行う。学生課が当該学生の状態を把握できていない場合は、当該学生が履修する科目を見て他の授業担当者に状況を確認する。欠席が複数科目にわたっている場合は、担任に伝えて本人や保護者に連絡をする。また理由のわからない欠席が続く場合は、担任または学生課職員が連絡をしながら、必要によっては保護者面談や自宅訪問を行いながら学修意欲を維持するように支援をしている。また学生相談室の相談員も学習に対する悩みや不安についての相談を受けながら同様の働きをしている。

平成 27(2014)年度からは単位修得に必要な出席回数をさらに明確に基準化している。出席日数が 3 分の 2（教職課程および資格取得課程に関する専門科目は 5 分の 4）に満たない者は評価不能となり単位修得ができないようになっているため、出席指導についてはこれまで以上に慎重に業務にあたっている。

退学について学生からの申し出があった場合、担任及び学科長、学生部長、学生課長が当該学生および保護者と面談して事情確認や善後策の協議を行う。学業継続を促すための各種の対応に努力しているが、退学やむなしと判断された場合には学生・保護者より退学願を提出してもらい、学生委員会で退学の可否を審議した後に教授会に諮り、退学を認めると判断した場合には学長の許可により本人への通知を行う、という段階を踏んでいる。

留年者に対しては担任、学生部長、学生課長が常時指導し、保護者とも連絡を取りながら学業継続への障害を取り除くべく対応している。

・オフィスアワー

オフィスアワーはシラバスへの記載、各教員の研究室入口への掲示等により実施する曜日・時間を示して学生の質問や相談に応えている。大学の規模からして教員と学生のコミュニケーションは日頃から取りやすい状況にあり、特に個人指導のレッスンや少人数の演習においてはその中で問答し解決していくこともあって、学生にとっては学修においての問題を解消していける環境を整えているといえる。

【資料 2-3-4】 平成 26 年度オフィスアワーまとめ

・教育活動の支援

大学院を設置していないこともあり TA (Teaching Assistant) 制は採っていない。授業を支援するという意味で見た場合、講義・演習系の授業における履修者数は平均 20 人程度であることから、各教員がそれぞれ円滑に授業を運営できる状況にある。その上で教員からの要請があれば、教務課職員がより円滑な授業運営のために教材の準備、教室や機器の手配、出席票の配付・回収などのサポートをしている。

また施設・設備の準備等で学生が教員のサポートをしていることも多く、この自発的な

行動が伝統的、慣習的に続いていることは音楽大学の特徴と捉えている。合奏や合唱等の授業においてはインスペクターという役割の学生が教員のサポートをしている。これは合唱団、吹奏楽団、オーケストラ等において必要な役割であり、団体活動に関する貴重な学習の機会ともなっている。

・学生の意見を汲み上げる方法

小規模であることからそれぞれの学生の様子を察することが容易である。また音楽大学の特徴である個人指導での授業の中で、担当教員に当該科目以外の悩みや意見を伝えるケースも少なくない。学生個々の意見を汲み上げやすい環境にあると言える。

授業の満足度を調査するため、FD委員会によって授業アンケート調査を実施している。この調査では教員の評価に加えて学生自身の学習への取り組みも評価させている。さらに授業の良かった点や改善してほしい点を含め授業全体の感想を回答させている。各教員はこれを受けて学生の学習支援としての授業改善を行っている。

本学には学生と教職員の全員が会員となり学友会を組織している。そこでは学生全員が参加して学生大会を行い、様々な事項について意見を述べる機会を持つ。学生会役員はこれをまとめて学友会協議会において教職員に伝える。学長を含む教職員と学生それぞれの代表者による学友会協議会は、直接意見交換ができるため学生の意見を汲み上げるに適した形が保たれている。

このように少人数教育ときめ細かな実践教育を特色としている本学においては、直接的コミュニケーションによる学修及び授業支援を教職員協働により行っている。

【資料 2-3-5】 平成 25 年度後期授業評価アンケート調査結果報告

【資料 2-3-6】 学友会会則

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援をしていく中で、それぞれの教育職員や事務職員が必要と判断する学生の個人情報は共有をして対応にあたっているが、これは各職員の考えに基づきながらも、その上司と相談しながら行っている。今後は判断基準を明確にして規定化するように検討していく。より以上に細かな部分までを共通理解して学修支援を行っていく。

個人指導の授業担当者は、その学生が必要とする学修支援に関する情報を得やすい。また同時に学生の意見を汲み上げやすくもある。兼任講師を含む全職員が、これらの情報を確実に伝達し合い、対応していけるようなシステムを作っていく。

教育と学修をともに支援する仕組みとして S A (Student Assistant) 制度の導入を検討する。例えばこども学科のピアノの授業において、成績優秀な上級生が教員の指導のもとで下級生にレッスンを行うことなどが挙げられる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

・単位の認定・成績評価

単位の認定と成績評価の基準については学則と履修規程に定めている。これらは毎年度始めに配付する学生便覧に掲載しており、授業開始前に実施するオリエンテーションにおいてガイダンスを行っている。

それぞれの科目の単位取得にあたっては、シラバスに示す授業計画により受講した後、そこに定められた成績評価基準により評価を受けることとなる。まずは科目の担当教員に履修の意思を示すための履修カードを提出する。それにより担当教員は当該科目の履修者を把握する。学生はそれと並行して授業開始 2 週間のうちにすべての履修科目の履修登録を行うための履修届を教務課に提出する。教務課ではこれを取りまとめ、各科目の履修者名簿をそれぞれの教員に照会する。そこで名簿に齟齬があれば学生に確認しつつ訂正して単位修得予定者を確定させることになる。

各科目における学修の質を保つため、年間の履修登録においては 46 単位という制限を設けている。これは卒業要件としての単位の登録においてのもので、教職や保育士、音楽療法などの課程科目は除いて考えている。学生はこの規程を意識して単位を修得していく。ただし教員と教務課で検討した上で、順調に単位修得している学生や履修遅れを克服し 4 年目を迎えている学生においては、必要と認めた場合にはそれを上回る履修登録を認めている。

成績評価は音楽学部（音楽学科、こども学科）・音楽専攻科ともに平成 26(2014)年度までは「優・良・可・不可・評価不能」の評語をもって表し、「優・良・可」を合格、「不可・評価不能」を不合格としていたが、27(2015)年度からは規定を改正し 90 点以上の成績は「秀」として「秀・優・良・可・不可・評価不能」の 6 段階とした。

成績評価基準

評価	秀	優	良	可	不可
点数区分	100～90	89～80	79～70	69～60	59以下
可否	合格				不合格

秀から可までの成績で単位を取得することができるが、それ以外の者は学費未納者や定められた回数のお席がない者と同様に単位を取得することはできない。

教育・学修結果の評価は試験に基づくことを原則とするが、授業科目の形態・目的に応じて担当教員が試験・レポート・受講態度などの項目とそれぞれの点数配分を設定して評価している。評価方法は科目ごとにシラバスに記載するとともに授業内でも適宜説明を行っている。

音楽大学の特色である演奏の実技科目試験においては、評価の客観性と公平性を確保するため複数名の教員が採点者となり平均点をもって成績評価が行われる。

成績通知は学期ごとに行う。学生にはオリエンテーションの際に担当の教員が通知し履修指導を行っている。また保護者に対しても 10 月と 4 月に同じ内容で成績を通知している。

GPAについては過去に実施したが、少数における学科構成、さらに音楽学科では専門性に応じてコースを細分化していることにより同条件での比較人数が少なく、またコース間での履修科目の相違から同条件での比較ができないため、公平な評価方法としての活用は難しいとの判断から現在は実施していない。

【資料 2-4-1】 平成 27 年度学生便覧

【資料 2-4-2】 平成 27 年度授業計画

【資料 2-4-3】 履修カード

【資料 2-4-4】 履修届

【資料 2-4-5】 履修規定

・単位互換および既修得単位の認定

単位の認定において教育上有益と認めるときは、他の大学、短期大学とその専攻科、高等専門学校等の専攻科等での学修により修得した単位について 60 単位を超えない範囲で本学における修得単位として認めている。

これにより他の学部系統の学修が可能となるが、本学で見る限り音楽学部の入学生は音楽系統科目に専念する傾向にあり、実際にこの制度を活用する学生は稀である。

また本学に入学する前に履修した単位を、60単位を超えない範囲で入学後の本学での修得単位としてみなしている。しかし上記の場合と同様に、入学したからには音楽について学びたいという傾向が強く、多くの科目を履修しているためにこの制度を活用するケースは稀である。

こども学科にあっても幼稚園教諭免許状と保育士資格それぞれを取得するということが目的であるために、他の教育機関での修得単位に頼って卒業要件を埋めるケースは見受けられない。

熊本県では本学も参加している14の大学・短期大学・高等専門学校で組織する大学コンソーシアム熊本で、各校の学生がより単位互換を活用しやすくなるように研究を進めている。他の分野の学びを求める学生のためのネットワークを構築しているが、現状では様々な系統の分野を広く学んで学位を取得するのではなく、専門性を深く極めていきたいという傾向にあるといえる。ただこれは芸術系大学の学生の特徴であると捉えている。

【資料2-4-6】平成音楽大学学則第27条、第28条、学則第29条

大学連携単位互換制度に関する検討事業

企画・運営委員会

単位互換制度は高等教育コンソーシアムの中核となる事業の一つである。平成24年度は全国コンソーシアムの各組織がどのような単位互換制度を実施しているかを調査し、平成25年度は実施可能な科目について検討予定であったができなかった。平成26年度はできることから具体的に制度設計することを目的とする。一般的な単位互換制度（他大学等で開講している授業を履修し合格すると自大学の単位として認定する方式）を実施する際の具体的な課題を整理し、参加できる機関から実施に移していく。また、共同施設を利用したサテライト方式についても継続検討する。

・進級及び卒業・修了認定

単位認定については原則Semesterによる単位制を採っている。学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終ることとし、学期は前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとしている。入学の時期は4月としているが、後期に入学させることが適当であると認めた場合は後期の始めとすることができる。

履修単位の制限と卒業・修了要件に関する規定については、下表に示すとおり音楽学部（音楽学科・こども学科）、音楽専攻科の課程ごとに必要な事項を定めている。またその内容は学生便覧に記載し、年度初めのオリエンテーションで説明するため、学生はコースごとに必要な授業科目を履修する。履修については年間に履修可能な科目数および単位数等について担当教員が指導し、学生が個性・進路等を勘案して自主的・選択的に修得できるようにしている。

学期・学年毎の進級については規定を設けていない。4年以上在学して学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会における卒業判定会議の議を経て学長が卒業を認定し、学位を授与する。

卒業の時期は学年末とするが、後期から入学しそこから4年間で卒業要件を満たした者、または在学期間が4年を超えて卒業要件を満たした者にあつては前期末に学位を授与することができる。

【資料2-4-7】平成音楽大学学則学則第6条、第9条、第30条

履修科目の上限と卒業・修了要件は次のとおりである。

<音楽学部（音楽学科・こども学科）>

項 目	内 容
年次履修単位の上限 (履修規程第17条)	1年間に履修できる単位数は各年次いずれも46単位までとする。
修業年限と卒業要件 (学則第25条)	本学に4年以上在学し、下記を含む124単位以上修得することが卒業要件である。 ①基礎科目群より必修単位及び選択必修単位を含めて30単位以上を修得すること。 ②展開科目群より必修単位及び選択必修単位を含めて30単位以上を修得すること。 ③発展・応用科目群より必修単位及び選択必修単位を含めて30単位以上を修得すること。

<音楽専攻科>

<p>修業年限と修了要件 (学則第41条)</p>	<p>音楽専攻科の修業年限は1年とする。 音楽専攻科に1年以上在学し、選択必修単位および修了研究を含んで、30単位以上修得することを修了要件とする。</p>
-------------------------------	--

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

年間で履修できる単位数の制限では、運用についてさらに具体的な規定を設けていくこととする。特にこども学科においては幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得する場合、どうしても卒業要件としての必要単位数（124 単位以上）を大きく上回る単位の修得が必要となる。音楽学部での学位を持つ幼稚園教諭、保育士として育成するために、課程科目として最低必要な単位の他に音楽科目を多く必修としていたことによるが、平成 26(2014)年度、27(2015)年度とこれらの科目を複合科目としてまとめ、修得すべき単位数を少なくしている。さらに再編を続けながら、こども学科における卒業に必要な単位数と履修制限単位数の引き上げも含め、当初の目的である「音楽を専門として学んだ幼稚園教諭、保育士」としての質の低下を招かないよう検討を進めている。

シラバスも充実を図り、特に複数名の教員がそれぞれの学生の進度に合わせて行う個人指導の実技レッスンの授業計画をより具体的に示す工夫をしていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① キャリア教育支援

本学は、専門教育に加え、豊かなコミュニケーション能力を身につけ、新しい時代に対応できる人材を育成することを目標としている。

音楽は人生に必要なキャリア・マネジメント能力を修得しやすい分野でもある。個人レッスンや演習の授業においてコミュニケーション能力が、演奏において自己を表現し管理する力が養われ、またそれらの場面に応じたマナーが身につくように徹底した指導を行っている。

本学のキャリア教育支援は、年度始めの全学生を対象としたオリエンテーション開催時の進路希望調査から始まる。そして、1年生からの企業説明会への参加、3年生への「就職活動のてびき」の配付、6名の就職委員会委員による個人面談の実施、結果を保護者に連絡し大学と家庭が一体となった取り組みを行っている。また、全学年を対象とした文化芸術論を開講している。これは公演や講座、定期演奏会などの芸術体験を含む総合講座と同時に自らの将来像を描き、それを実現するためのキャリア支援講座である。授業内容は、

キャリアコンサルティングの資格を持った講師や、新人教育インストラクター資格認定をもった企業人による講座である。

全学生を対象に自衛隊音楽隊説明会、ヤマハシステム講師採用説明会、カワイ音楽教室講師採用説明会を実施している。

自衛隊音楽隊説明会には毎年、年齢に近い自衛官が来学し、それぞれの部署から自衛隊の組織や活動内容について詳しく説明され、貴重な助言となっている。

また、ヤマハシステム講師採用説明会、カワイ音楽教室講師採用説明会は、ピアノグレードが中心となるが、それぞれの企業説明と上級グレードと給与体系の関係や、DVDの鑑賞により、教室内やレッスンの様子などを知ることができるなど詳細な内容となっている。

インターンシップについては、大学コンソーシアムからの情報を学生に伝え、希望者がいた場合は、参加させるシステムを取っている。音楽学科の音楽療法コースについては、熊本市社会福祉協議会と高齢者元気づくり応援に関する協定を結び、施設での音楽療法を実施する際に教員とともに実習で訪問させ、現場を体験させている。こども学科については、関係幼稚園で実施される「運動会」や「発表会」には研修目的として見学させ、幼稚園教諭を目指す学生の参考にさせている。また、県及び市の保育団体の就職説明会を実施し、現場の保育園の内容や園児との遊びについての情報や細やかな指導等を受けさせている。

【資料 2-5-1】 進路希望調査表

【資料 2-5-2】 就職活動のてびき

【資料 2-5-3】 キャリア支援講座次第

【資料 2-5-4】 平成 27 年度大学コンソーシアム熊本会員名簿

【資料 2-5-5】 平成 26 年度インターンシップ・プログラム実施報告書

② 資格取得のための支援体制

就職等の要件ともなる各種資格取得等については、支援体制を整えている。

音楽学科では、中学校・高等学校教諭一種免許（音楽）、全国音楽療法士養成協議会認定音楽療法士1種・2種 日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）の資格が取得可能である。

音楽学科の中学校・高等学校教諭一種免許の取得については、教員採用試験説明会の実施後、オフィスアワー等を活用し、3年生までの教職受講者全員に指導案作成を通して、教育課程、教育観、授業のあり方、生徒への支援の方法など指導しており、教員採用試験事前対策として、教職を目指す学生への個別あるいはグループ面接による指導、試験内容の確認、勉強の進め方、教育観についての個々に応じた指導を行っている。また、卒業後の受験対策、臨採採用についても指導している。

こども学科では、保育士資格、幼稚園教諭一種免許、全国音楽療法士養成協議会認定音楽療法士2種が取得可能である。2年次から保育実習・幼稚園実習指導を行っているほか、2年次、3年次には近隣幼稚園の教育支援ボランティアにも参加させ資格取得のための意識づけを行っている。

【資料 2-5-6】 平成 27 年度平成音楽大学学園案内

③ 就職・進学に対する相談・助言体制

本学の相談・助言体制は、就職委員会と就職課のみならず、主科担当教員が関わっている。これは本学では、常に学生と接している主科担当の全教員が自ら育てた学生に責任を持つという意識のもとで教職員が一致協力して臨んでいる。また、前述したように、3年時には、就職委員会委員による個人面談の実施結果を保護者に連絡し、大学と家庭が一体となった取り組みを行っている。

一方、就職資料室においては就職・進学に関する情報提供として一般企業や幼稚園、保育園から送付された求人票、会社説明会のチラシ、各種資料の掲示している。情報提供等を行うとともに、学生が自由に利用できるパソコンを3台設置して、インターネットにより就職説明会開催等の就職情報が検索できるようにしている。

以上のように、個人の就職希望に関する進捗状況を把握するとともに、一人ひとりの夢の実現に向けて、就職や進学に際して、さまざまなアドバイスや情報提供を行っている。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

平成26(2014)年度から、前年まで4年生を対象としていた就職ガイダンスを文化芸術論の一つとして全学生を対象として実施している。これは、1年生から就職と社会人としてのマナーへの意識を持ってもらうことを目的としている。

音楽学科については、自衛隊説明会、ヤマハシステム講師採用説明会、カワイ音楽教室講師採用説明会を開催するほか、大学コンソーシアムのインターンシップ制度を活用して、インターンシップ体験への参加者を増やしていく。また、合同企業説明会等にも学生が積極的に参加するように勧めていく。外部の就職スペシャリストと面談することで、「自己PRの仕方」「自己分析」「コミュニケーション」、「面接対策」等についてのスキルアップを図り、学生がより深い緊張感をもって就職活動に臨み、就職につなげていくことができるように、ヤングハローワークによる個人指導を制度化する方向で検討している。しかし、一部の学生には、演奏家やミュージシャンを目指す者や個人レスナー等を希望する者もあり、それぞれが希望する将来を見つめながら、それらの実現に向けて日々努力している。卒業後もやはり何らかの形で音楽に関わりたいという気持ちが強く、はっきりとした企業への就職に興味を示さない傾向の学生もいる。そのため、教員は、一人ひとりに応じたきめ細かい相談・助言を行っている。

こども学科については、これまで4年生を対象としていた熊本市保育園連盟と熊本県保育協会との就職説明会に、就職への意識を高めるために1年生から参加できるようにした。入学当初から保育士か幼稚園教諭という明確な目標があるため、教育現場との連携によって、より高い資質をもつ保育士、幼稚園教諭を育てていくことを目標としている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

建学の理念からの教育目的を次のようにしている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 音楽芸術の真理の探究② 創造性豊かな心を持つ人間形成③ 地域社会の音楽文化の発展に寄与する人材育成④ 福祉の進展に寄与する人材の育成 |
|---|

これらの目的を達成するためには、授業だけではなく学内外で行う様々な活動が授業同様に重要になると考えている。そのような活動に重きを置き教育目的を達成させるために多くの機会を設けている。

これに基づいて、卒業時まで身に付けるべき目標、卒業認定・学位授与に関する方針として学部、学科のディプロマポリシーを次のように定めている。

【音楽学部ディプロマポリシー】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○専攻分野における基礎的な技術・知識・能力に加え、専門的な能力（音楽学科では、演奏力、創作技術、教育力、対人援助力、こども学科では保育力、表現力）と豊かな感性を身につけていること○音楽芸術の探求や様々な体験を通して、創造性豊かな人間性と学修に対する情熱と意欲を身につけていること○主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長を追求するとともに地域社会の音楽文化の発展や福祉の進展に寄与する能力と態度を身につけていること |
|--|

【資料 2-6-1】 平成 27 年度平成音楽大学学園案内

【資料 2-6-2】 平成音楽大学平成 28 年度入学試験要項

<音楽学科ディプロマポリシー>

- ・音楽及び演奏、制作、音楽教育、音楽療法、音楽文化に関する確かな知識と技能・態度を備えていること
- ・自らの専門とする分野において感性豊かな表現ができ、さらに理解力・表現力（コミュニケーション力）を備えていること
- ・音楽について主体的に学び続け、生涯にわたって自己の成長と音楽の美しさを追求できる能力と態度を備えていること

＜こども学科ディプロマポリシー＞

- ・こどもの健全な成長・発達を理解し、指導や援助ができる技能・態度を備えていること
- ・音楽を基盤とした豊かな表現力、コミュニケーション力を備えていること
- ・こどもを取り巻く社会や福祉に関心をもち、積極的に社会貢献をしようとする意欲を備えていること

これらを教育課程における目的としており、それぞれの学科において卒業要件として課せられた必要単位数を満たすだけでなく、学内外での様々な活動を通して目的達成に向けて取り組んでいく。

「学内演奏会」「卒業論文発表会」「卒業・修了演奏会」「こどものためのステージ制作(卒業ステージ公演)」や各種の演奏会・コンクールなどにより、それぞれの学生の達成状況を確認していく。両学科共通の「生涯にわたって自己の成長を追求する」「地域社会の音楽文化の発展や福祉の進展に寄与する」という姿勢や態度は社会に出ていく際に身につけておくべきことであり、本学卒業生の特色となるものでもある。

芸術系大学の教育目的は、学生個人が知識と技術を身に付けるだけでなく、社会活動の中で演奏や発表が継続的に反復されることで達成されると考え、そのための取り組みを行っている。

【資料 2-6-3】 平成 27 年度平成音楽大学行事予定表

〔学位取得状況〕

各授業科目において達成すべき教育目的はシラバスに定められた到達目標で示され、それを満たした者に単位が授与される。教育目的の達成状況を最も明確に示す単位取得の面から見ると、それらの単位を積み重ねて卒業要件を満たした者が本学においての教育目的を達成した者として学位を授与されることになる。

入学者のうち4年間で学位を取得した者の比率は音楽学科で75%、幼児音楽教育学科(現在のこども学科)で78%となっている。休学者や退学者を除き4年間の教育課程を全うした学生では音楽学科が90%、幼児音楽教育学科が100%となっている。

教育目的の達成状況を点検して評価方法を工夫・開発するにあたって、各学科の学位授与方針に基づいた卒業要件を満たすことを指標として、4年間の学修成果により卒業判定会議(教授会)で卒業認定された者を当該学科での教育目的を達成したものと判断する。

【資料 2-6-4】 平成 26 年度学位授与状況

〔免許・資格取得状況〕

資格等の取得状況も教育目的の達成状況を示すものといえる。各学科で取得できるものは次のとおり。

音楽学科	高等学校教諭一種免許状(音楽)、中学校教諭一種免許状(音楽) 音楽療法士(1種)資格、音楽療法士(2種)資格
こども学科	幼稚園教諭一種免許状、保育士資格 音楽療法士(2種)資格

これらの免許状と資格の平成26(2014)年度の取得率は次のとおりとなっている。

音楽学科								
中学・高校教諭免許取得者			音楽療法士(1種・2種)資格取得者					
取得希望者	取得者	取得率	取得希望者	取得者	取得率			
13	11	85%	4	4	100%			
幼児音楽教育学科								
幼稚園教諭免許取得者			保育士資格取得者			音楽療法士(2種)資格取得者		
取得希望者	取得者	取得率	取得希望者	取得者	取得率	取得希望者	取得者	取得率
7	7	100%	7	7	100%	4	4	100%

いずれも高い取得率であり教育目的の達成状況として良好と言える。

[授業評価アンケート]

教育目的の達成状況を学年ごと、授業ごとに点検・評価するため授業評価アンケートを行っている。教育目的の達成状況を点検評価するための方法を工夫・開発するため、FD委員会の評価アンケートプロジェクトの主導により、平成18(2006)年度から学生に対する全開設科目における授業評価アンケートを実施している。

授業評価アンケートは、項目ごとに5段階の選択肢から適切なものを一つ選んで回答する形式を基本としている。質問項目は、学生に関して「出席状況」「授業態度」「自主的な予習・復習」「シラバス閲覧の有無」などを尋ね、担当教員の教授方法に関して「授業の進め方」「教員の熱意」「説明や助言の適切さ」「質問への対応」「話し方の適切さ」「創意工夫」「授業開始・終了時刻の厳守」を尋ねた後に、当該授業への理解度・満足度を問うものとしている。最後に当該授業・レッスンに関して「要望や感想」を自由に記述できるようになっている。

アンケート結果は科目ごとに集計され、授業改善に向けた基礎資料として当該授業の担当教員に配布される。アンケートの集計結果は、科目ごとの平均点と並んで実技系科目全体の平均点と講義・演習系科目全体の平均点が示され、アンケート項目ごとの比較ならびに科目全体との比較(複合グラフで提示)ができるようにしている。

科目ごとの集計結果は授業及びレッスンの担当教員個人に通知される。各教員はアンケート結果を分析・考察し「自己評価」「改善課題」「改善計画」からなる授業改善計画を作成し、授業改善に着実に反映するように努めている。

授業評価アンケートの集計結果及び授業改善計画は、図書館の所定の場所に置くとともにホームページに掲載し、学生及び教職員が自由に閲覧できるようにしている。

【資料 2-6-5】 平成25年度後期授業評価アンケート調査結果報告

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

学期終了時に全科目において実施する「学生による業評価アンケート」の結果について、各アンケート項目の評価平均値などを分析し、教育内容・方法や学修指導等の改善に役立てている。

平成26(2014)年度に実施した「学生による授業評価アンケート」は、授業のクラスごとに行い、「担当教員の授業方法に関する設問」8項目と「学生自身に関する設問」5項目に区分し、5段階評価による回答を求めている。

アンケートの回答は、講義系は科目ごとに、実技系は授業を担当する教員ごとに集計し、当該教員が担当する科目の集計表と講義・演習系科目あるいは実技系科目全体の集計表に整理する。この集計結果と学生からの「要望や感想」を当該教員に通知し、「自己評価」「改善課題」「改善計画」を求める。これらを教育内容・方法および学修指導等の改善に活かし、具体的には担当科目ごとのシラバスに反映させている。

また、学期ごとに「授業公開」旬間を設け、各教員は年に1回は授業を公開するようにしている。授業公開においては事前に授業プログラムを提示し、授業後、参観した教員を交えて授業検討会を開いている。授業検討会では指導の意図や工夫点および学生の反応・様子をもとに、改善点について忌憚のない意見の交換を行っている。その内容は授業公開記録にまとめ公開している。さらに検討会で明らかになった課題については、その後の授業の中で改善の試みを行うとともに、次年度のシラバスに反映させている。

【資料 2-6-6】 平成 26 年度後期授業公開における授業記録および授業検討会記録

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成状況を点検する方法として、「学位取得状況」「免許・資格取得状況」と「学生による授業評価アンケート」を実施している。授業評価アンケートについては、平成 25(2013)年度に評価項目が錯綜したため、平成 26(2014)年度に改めて整理し、「担当の授業方法に関する設問」8項目と「学生自身に関する設問」5項目に区分した。継続実施するだけでなく、教育内容・方法の改善の成果をも点検できるように分析内容や方法を工夫していく。

アンケートの結果得られたデータの利用についても、FD活動の活性化の指標として組織的に取り組むことができるように検討を進めていく。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

「基準項目 2-7 を満たしている。」

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

A. 学生生活支援体制

本学での学生生活全般をサポートする委員会として「学生委員会」「就職委員会」「ハラスメント防止・対策委員会」「特別奨学生等選考委員会」「カウンセラー制度」等を設けている。それぞれの委員会は会議を開催、教授会の諮問機関としての役割を果たすため、学生生活全般に係わる支援・指導等について審議を行い、学生課と関係部署との連携のもとに処理している。

学生・就職課は、上記委員会の決定事項に対する処理のほか、学生相談、不登校者休学者・退学者・留年者・成績不良者への対応、証明書発行等の業務を、関連する部署と連携して行っている。平成 27(2015)年度より「学生支援センター」を開設し、さらにきめ細やかな対応ができる体制を整えた。

【資料 2-7-1】 平成音楽大学特待生・特別奨学生に関する規程

【資料 2-7-2】 学生支援センターの利用手引き

B. 学生相談

本学では、学生一人ひとりが心身ともに健康で、充実した学生生活を送ることができるよう、教員 4 人と専門のカウンセラーによるカウンセリング制度を導入している。

教員による学生相談は、教員毎で曜日は異なるが、週 1 回、各研究室で 12:30～13:00 に、また専門のカウンセラーによる相談は、学生相談室において、火曜日の 12:25～13:55 と金曜日の 18:00～19:30 の週 2 回実施しており、学生のさまざまな悩みに対応している。

【資料 2-7-3】 学生相談室、利用状況 エビデンス（データ編）2-12 参照

C. 保健室利用について

本学の保健室は、1 号館 2 階にある保健体育を担当する教員の研究室の隣に配置している。

保健室は、ベッド 2 床を有し気分が悪くなった学生が出た場合には、学生課が対応し、すぐに休ませることができる体制を取っている。常備薬については学生支援センターで保管し、けがや病気の学生に対応している。また、深刻な病状の場合は、本学の学校医に即時連絡し判断を仰ぎ病院に搬送している。

【資料 2-7-4】 保健室利用状況 エビデンス（データ編）2-12 参照

D. 奨学生制度による経済支援

本学では、特待生入学試験に合格すると「特待生」として音楽学科は、初年度の授業料の半額を、こども学科は 10 万円を減免している。また特待生に準ずると認められる者には「給費生」として授業料の一部相当額を減免している。

2 年生以降は、「特別奨学生制度」により、学業の成績が優良で品行方正な学生の中から特に専門科目が優秀で、他の学生の模範となる者を「特別奨学生」「学長奨励生」として表彰している。全学生を対象にして成績や演奏活動・学外活動等の実績から毎年度審査し表彰しているもので、それぞれの評価に応じた金額を給与している。

また、就学の熱意があるにもかかわらず、経済的基盤の急変により就学困難になった者に対して、奨学資金を貸与するために貸与奨学金制度を設けている。奨学資金の貸与額は、1 人につき授業料の年額の範囲内とし、在学期間中 2 ヶ年分までとし、卒業から 10 年を超えない範囲で返還していくことになる。

また、主たる家計主事者の失職、破産、倒産、病気もしくは死亡、離別等により、あるいは、台風・風水害・地震等に被害を受けたことにより家計が急変し、修学の継続が困難になった者を対象とした応急奨学生制度も設けている。応急奨学生として申請できる者は、前述のいずれかに該当し、卒業の見通しが得られる学生に限られる。

また、私費留学生に対しては、「外国人留学生に関する規則」により、留学生の経済的負担を軽減し、恵まれた環境で学園生活を送らせるため、授業料の50%の減免を行うことを規定している。

日本学生支援機構奨学金や各自治体・奨学事業団等の奨学金制度については、学生課で募集要項の配布から申し込み、更新、返還の手続きまでを指導し、希望者がスムーズに確実に奨学金を得られるように指導・支援をしている。

【資料 2-7-5】 平成音楽大学特待生・特別奨学生に関する規程

【資料 2-7-6】 平成音楽大学外国人留学生に関する規則

E. アルバイトについて

アルバイトについては、要項を確認して学生にふさわしい内容と判断すれば掲示して紹介している。また、大学にイベントや式典等への演奏依頼があった場合は、学生で対応できるものは実践経験をかねたアルバイトの機会として与えているほか、各種演奏会へのチラシ折り込みのアルバイトも紹介している。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

A. 意見・要望の把握

本学は、少人数で音楽大学という特性上、音楽学科はマンツーマンで専門の楽器が、また、こども学科は、ピアノのレッスンがクラス授業とマンツーマンでも行われる。そのため、教員と学生との間には自ずと親密な人間関係が生まれる。このような中から出された意見・要望については、学生生活に係ることは学生委員会、履修に関することは教務委員会で審議され、それでも解決が困難な場合は教授会で諮られ、結果については、関連部署との連携により処理される。

B. 学生部による意見・要望等の把握

本学では、学生の意見・要望を把握するシステムとして4月末から5月始めにかけて学生大会を実施している。この学生大会は、学生会役員が中心となり、学生が集い意見を出し合う場でもある。学生大会で出た意見学生会役員から学友会協議会へ提出される。この学友会協議会は、学長、学部長、学科長、事務局長を含む6人と学生会役員9人で構成されていて、出された意見については協議を重ねながら解決を図り、学生満足度の向上に努めている。

また、学生大会以外の学生からの意見や要望等は、その学生の主科担当教員、担任を介して把握するほか、今年から設立した学生支援センターでも把握できる。

平成 26 (2014) 年度から実施している学園のシャトルバスの増便、グランドピアノの無料貸出についても学生の意見を汲み入れた取り組みである。

(3) 2-7 の改善・向上方策 (将来計画)

これからの学生の生活支援は、ますます多様化し複雑化して行く傾向になっていくことが考えられる。そのような中で、音楽学科では専門実技担当者および担任、こども学科では各学年の担任・副担任を介して学生課・学生支援センターへと情報を伝達し、問題を抱

えた学生に対して、教職員が共通した認識をもって接し、関係部署と連携を取りながらサポートしていく。少人数制で学生一人ひとりの顔が見える本学の特徴を活かした方策を確立する。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学は音楽学部のみ単科大学であり、学部は音楽の演奏や制作の専門家の養成、さらに音楽教育者および音楽療法士の養成を目的とした「音楽学科」と、乳幼児期に音楽を通し豊かな人間形成に資する人材の育成を目的とした「こども学科」の2学科で構成している。学科ごとの収容定員における必要専任教員数は次の表のとおりで、大学設置基準を満たしている。

区 分		入学定員	収容定員	専任教員数	大学設置基準に定める専任教員数
音楽学部	音楽学科	70	280	12 (6)	6 (3)
	こども学科	30	120	8 (4)	5 (3)
合 計		100	400	20 (10)	大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数 7 (4) を加えて 計18 (10)

()内の数字は教授の数

【資料 2-8-1】 設置基準上必要となる専任教員数

専任教員数を満たして専門分野担当教員を適宜配置はしているが、性別や年齢別のバランスには偏りが見られる。教授 10 人、准教授 5 人、講師 5 人の合計 20 人を性別で見ると 15 人が女性で全体の 75%、男性は 5 人で 25%である。

年齢別では 51 歳から 60 歳までの年齢層が最も多く 10 人で 50%を占めている。65 歳以上が 4 人で 20%、41 歳から 50 歳までが 5 人で 25%、40 歳以下は 1 人と若い層の教員が少

ない。40歳未満の教員が少ないことは芸術系教員の割合が多いことに起因している。芸術を専門とする教員の採用にあたっては活動の実績や作品・演奏に対する社会的評価を重視して選考するため、結果的に40歳未満での採用が少ない状態となっている。

学部	職位	60歳以上	51歳～60歳	41歳～50歳	40歳以下	計
音楽学部	教授 (人)	4	5	1	0	10
	(%)	40%	50%	10%	—	100%
	准教授 (人)	0	3	2	0	5
	(%)	—	60%	40%	—	100%
	講師 (人)	0	2	2	1	5
	(%)	—	40%	40%	20%	100%
計 (人)		4	10	5	1	20
計 (%)		20%	50%	25%	5%	100%

授業担当者について平成26(2014)年度実施分を専任教員、兼任教員の別で見ると講義科目と演習科目については次のようになる。

学科	授業形態の区分	平均受講者数	授業科目数	専任・兼任別内訳	
				専任教員 担当科目数	兼任教員 担当科目数
音楽学科	講義科目	25.4	48	25 52.1%	23 47.9%
	演習科目	10.6	130	90 69.2%	40 30.8%
こども学科	講義科目	34.3	41	26 63.4%	15 36.6%
	演習科目	29.3	62	47 75.8%	15 24.2%

こども学科では専任教員が担当する科目の割合が高いが、音楽学科では講義系科目において兼任教員の割合が増えてくる。

演習系科目、講義系科目ごと、専任・兼任の区分ごとにそれぞれ担当科目数とその割合をまとめると次のようになる。

		音楽学科	こども学科	計	
講義科目	専任教員 担当科目数	25	26	51	57.3%
	兼任教員 担当科目数	23	15	38	42.7%
演習科目	専任教員 担当科目数	90	47	137	71.4%
	兼任教員 担当科目数	40	15	55	28.6%

		音楽学科	こども学科	計	
専任教員	講義科目	25	26	188	66.9%
	演習科目	90	47		
兼任教員	講義科目	23	15	93	33.1%
	演習科目	40	15		

演習系科目においては兼任教員の割合が高くなる。ただしこれらの科目を専任・兼任ごとの数で見ると66%の科目を専任が担当していることから、専任教員が適切に配置されていると判断する。

個人指導の実技科目については、同じ科目名の授業担当者が専任・兼任を交えて複数名で担当することから担当する学生数で見ると次のようになる。

専任教員担当科目 210 科目 (53.2%)

兼任教員担当科目 185 科目 (46.8%)

音楽学科で専攻する実技科目は多くの種類があるため兼任教員への依存度が高く、管弦打楽器においては現在11人の兼任教員が担当している。しかしこれは専任教員が複数の楽器を担当することなく、それぞれの楽器に専門の教員を配置しているということでもあり、学生の利益を考えた教員配置となっていると言える。

専任教員の担当する授業時間数の最高と最低、それから平均を見ると次表のとおりとなっている。

区分 \ 教員	教授	准教授	講師	備考
最高	11.5	11.0	8.4	1 授業時間は 90 分
最低	3.5	6.9	5.0	
平均	7.9	9.0	5.9	

芸術系大学の特徴である個人レッスンによる授業により、同じ実技系の中でも学生数の多い楽器担当者と少ない担当者ではレッスン(授業)時間にかかなりの差が生じる。こうした状況はもとより予測できるものでもあるため、本学では基準時間や年間最低担当義務時間数(ノルマ)、増担手当等については特に定めていない。

専任教員が受け持つ授業コマの総数は週あたり 153 コマであり、1 人当たりの平均のコマ数は 7.7 コマとなっている。教育担当時間において実技系と講義系でばらつきはあるもののそれぞれに適切であると考えられる。

教職課程

音楽学科では中学校教諭一種免許状(音楽)、高等学校教諭一種免許状(音楽)の教職課程を、こども学科では幼稚園教諭一種免許状の教職課程を設けている。これらはいずれも次のとおり教員組織の基準に適合している。

【資料 2-8-2】 各課程において必要な専任教員数

●教科に関する科目

○音楽学科

免許教科	基準教員数	実員教員数	差
中・高教諭一種(音楽)	3人以上 (うち教授が1人)	14人 (教授7人)	+11人 (教授+6人)

○こども学科

免許教科	基準教員数	実員教員数	差
幼稚園教諭一種	国語、算数、生活、 音楽、図画工作、体 育から3教科3人	音楽 3人 体育 1人 生活 1人	+2人

●教職に関する科目

○音楽学科

免許教科	基準教員数	実員教員数	差
中・高教諭一種(音楽)	2人以上	2人	±0人
①「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」=1人			
②「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等にする科目」=1人			

○こども学科

免許	基準教員数	実員教員数	差
幼稚園教諭一種	3人以上	3人	±0人
①「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」=1人以上 ②「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等にする科目」=1人以上 合計3人以上			

保育士課程

こども学科では保育士課程を設けている。次のとおり教員組織の基準に適合している。

資格	基準教員数	実員教員数	差
保育士	6人以上	8人	+2人
各項目で1人以上が必要となる。本学では次のとおり配置している。 ①保育の本質=1人 ②保育の対象=1人 ③保育の内容=1人 ④基礎技能=3人 ⑤保育実習=2人			

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用・昇任に関しては「平成音楽大学教員選考規程」及び「平成音楽大学教職員の業績審査に関する内規」で定められている。

採用は欠員状況に応じて公募または推薦による候補者を資格審査して行う。基本的には年度変わりに行うが、その実績から大学が確保するに必要と認められる場合、あるいは学長のリーダーシップを反映させるに必要な人材を得る場合などには時期を問わず採用する場合もある。

審査は教員資格審査委員会が候補者の研究業績や活動歴等の書類審査と面接、場合によって実演を加えて行い、結果を教授会に報告する。教授会では審査結果を確認し、資格の有無を決定して学長に答申する。学長は理事長に結果を報告し、理事長は理事会の議を経て教員の採用または昇任を行うこととしている。

昇任に関しても同委員会の審査が行われる。いずれも教授会に諮られ適格と認められた場合は学長に答申され採用・昇任の最終決定が行われる。教員昇任については年1回行う審査会のほか、教員の退職により欠員が生じる場合や新たに学科・コース等を設置する場合等に行っている。

教員資格審査委員会は、学部長を委員長及び議長として役職教員で組織するが、業績等の審査において専門性を尊重し公平に行うために、その都度審査に係る専門分野又はその関連分野を担当する教授を加えて構成している。

選考基準に関しては、研究業績等の審査の観点および基準等を「平成音楽大学教職員の業績審査に関する内規」により、①教育・学術研究業績、②演奏活動業績、③社会的活動、の各分野に分けて評価し、教授、准教授、講師、助教及び助手の職位を決定している。

【資料 2-8-3】 平成音楽大学教員選考規程

【資料 2-8-4】 平成音楽大学教職員の業績審査に関する内規

教員が一定期間学外における研究・調査または視察等を通じて、学術・教育に関する識見を深め、建学の精神に寄与することを目的として海外研修、国内研修、自宅研修を認めている。ただし研修の内容が学外でなければ達成されないものであること、研修の成果が今後の職務遂行に還元されるものであること、研修期間が本学の経営上支障がないこと等を条件として、学外研修者選考委員会が選考を行って決定するよう規定している。

【資料 2-8-5】 平成音楽大学教育職員学外研修(勤務)規程

教員に対しては教育研究費と研究研修旅費の助成についての規程を設けている。

教育研究費についての助成の対象は、①リサイタル、演奏会、研究会、発表会及び学会等に係る経費、②教育研究に係る資料、書籍及びCD等の購入費、③教育研究に必要な機器等の購入費又は使用料、④その他教育研究活動に必要な経費としている。

研究研修旅費助成の対象は、①学会、研究会、講習会等に参加するための旅費、②文献収集、資料調達等のための旅費、③本人のリサイタル、発表会等に係る打合せのための旅費、④その他研究、研修のために必要な旅費としている。

年間の助成限度額は、教育研究費において30万円、研究研修旅費は10万円として、申請内容を運営委員会で審査して適否及び助成額を決定する。

【資料 2-8-6】 平成音楽大学教育職員教育研究費等の助成に関する規程

研究室は全専任教員に対し1室ずつ配している。研究室として使用するほか個人指導のレッスンにおいては教室としても使用している。また教員が在室し、レッスン等が行われていない場合には学生の出入りは自由とし、オフィスアワーも含め教育や指導のため活用されている。

教員が行う授業の内容や方法の改善を図ることを目的とした組織的な研修・研究等のためにファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会を置いている。

FD委員会ではおもに、教育研究活動の向上のための取り組みとして行う公開授業、学生による授業評価を主体としたFD(Faculty Development)活動を実施している。

公開授業研究では互いの授業から、授業の組み立てや指導方法について学び合い、授業の改善に生かすことを目的として公開授業と授業検討会を実施している。公開授業終了後に記録係・授業見学者及び本人で授業検討会(意見交換会)を行い、その記録を公開授業ワーキンググループで保管すると共に資料にまとめている。公開授業を開催するにあたっては、授業の内容を工夫することが授業全体の見直しにもつながり、後の授業改善に対する自覚を促すこととなり、そこから得られる成果は大きい。

学生による授業評価においては「担当教員の授業方法に関する設問」8項目と「学生自身に関する設問」5項目を5段階評価により実施している。その集計・分析は専門業者に依頼し、評価結果を数値化したデータの全学平均値と本人の授業に対する評価値を比較できる形にしてそれぞれに還している。各教員は各自の結果を分析して今後の取組と課題についてまとめ、授業改善に生かすよう努めている。

授業評価アンケートの実施により、学生たちが授業に意欲的に取り組んでいるか、また

授業の進め方に問題がないか、さらに各教員がどのような評価を受けているかを具体的に知ることができるため授業改善の機会として役立てている。

【資料 2-8-7】 平成音楽大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

音楽を通して教養人を育成することが建学の理念であり、創造性豊かな心を持つ人材、地域社会の音楽文化の発展に寄与する人材、福祉の進展に寄与する人材を意識した教育・指導を行っている。

教育課程における教養科目は基礎科目群の教養領域として開設し、おもに1・2年次で履修することになっている。また芸術の分野の学びでは、専門教育においても教養教育の要素を多く含むと捉えている。音楽領域の専門科目においても自然、歴史、社会、言語、コミュニケーション能力等の教養を身につけさせながら、芸術力の涵養により教養人を養成するとの信念に基づいて教育を行っている。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教員組織は設置基準上では問題はない。しかし音楽学科においては専門コースを細かく分け、コースごとに主任教授及び専門教員を配置しようとしているため、専任教員数においてバランスを欠いているところがある。その点を配慮しつつコースの見直しを行い、併せて教員が高年齢層に偏っていることを解消するよう教員の配置整備を図る。

教育研究費および教育研究旅費における助成については利用者が少ない。各教員が学生の担任をしていることや、各職務が忙しいこと、また休講した場合には補講日程が容易に調整できない等の理由により長期研修はできにくい状態にある。また申請し審査を受ける制度のため時間と手間がかかることも考えられる。今後は上記理由を薄めるよう取り組み、助成を受けやすくすることで教員の教育研究活動を活性化させる。

授業評価アンケートについては各教員の授業形態が大きく違うことと、実技科目や演習科目における受講人数が極めて少ないこと等が課題となる。学生数が少ない個人レッスンクラスにおいてはアンケートが匿名性のメリットを有しないことにもなるため、実施方法について工夫していくこととする。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学は昭和 47(1972)年に熊本音楽短期大学として認可を受けて以来、定員増、大学への

改組転換、2 学科への学科増の際にそれぞれ校地・校舎の整備を進めてきた。現在、1 号館、学生食堂を備えた 2 号館、合奏や管弦打楽の実技のための 3 号館、管理局が入る 4 号館、それに体育館、練習棟 C R E A - M 等の施設と教育環境を整えている。校地においては運動場を 2 カ所に所有している。音楽学部 1 学部に「音楽学科」(入学定員 70 人)と「こども学科」(入学定員 30 人)の 2 学科を置く収容定員 400 人の大学としては十分な施設を有している。

【資料 2-9-1】 平成 27 年度平成音楽大学学園案内

【資料 2-9-2】 平成 27 年度学生便覧

【資料 2-9-3】 平成音楽大学平成 28 年度入学試験要項

校地、校舎の大学設置基準との比較

校地面積	設置基準上必要面積	校舎面積	設置基準上必要面積
35,834㎡	4,100㎡	10,624㎡	4,371㎡

研究室は全教員に対し 1 室ずつ配している。学生の出入りは教員が在室し、レッスン等が行われていない場合には自由とし、その範囲で教育や指導を行っている。

① 運動場の概要

運動場は校舎に隣接した 9,971 ㎡(内借用地 822 ㎡)と第 2 運動場として 5,976 ㎡を所有し、体育の授業を中心に使用している。

② 校舎の概要

1 号館は鉄筋コンクリート造りの 3 階建てで面積は 2,041.90 ㎡である。1 階にこども学科関係科目の調理実習室や図画工作室を始め、音楽学科の音楽療法専用の臨床室、演習室及び情報センター室等がある。更に図書室・閲覧室、同窓会室、学友会室等がある。2 階は講義室やコンピュータで音楽を制作する「サウンドデザイン・ミュージック&ビジュアルスタジオ」及び教養関係教員の研究室等を設けている。3 階は 30 人を同時にレッスンできるミュージック・ラボラトリー(ML)室や研究室兼実技室や練習室がある。この階の大部分の部屋にはグランドピアノを設置している。

2 号館は重量鉄骨 2 階建て面積 650.83 ㎡である。1 階に 100 人収容の学生食堂、2 階は 30 台のパソコンを配置したコンピュータ室と一般教室、ピアノ練習室がある。

3 号館は重量鉄骨 2 階建て面積 356.84 ㎡である。1 階は管弦打楽器関係の研究室とレッスン室からなり、2 階は合奏室となっている。また規模を拡大しての合奏では広い体育館へ速やかに館内移動できるようにしている。

4 号館(本館)は鉄筋コンクリート 5 階建て面積 2,200.51 ㎡である。1 階は 170 人を収容しスタインウェイ社フルコンサートグランドピアノを配置した階段教室及びオペラ室である。3 階は管理部門である事務室、学長室及び会議室等からなっている。4 階は教授陣の研究室兼実技室で各室にグランドピアノが入っている。更にピアノ専門の教員の研究室には学生用と教員用のグランドピアノを 2 台ずつ配置している。このほか古楽器や古楽譜等を展示している資料室、音楽教育研究室などがある。5 階はハーブや箏の演習室等と講義室

からなっている。

音楽棟(CREA-M棟)は鉄筋コンクリート平屋建て面積 453.96 m²で管楽器、電子楽器、ピアノの授業や練習に励める建物である。

このほか鉄筋コンクリート造り 1,136.08 m²の体育館兼多目的ホール、木造平屋建て 81.84 m²で学生の憩いの場としてのコミュニティーセンター等を所有している。

③ 図書館の概要

本学図書館は、教育及び研究活動に資するため、図書、雑誌、視聴覚資料、その他の学術資料を収集、整理、保存し、本学の職員、学生などの利用に供することを目的とし整備されている。

図書資料の整備は、短期大学時の蔵書、新規購入、寄贈、他大学との紀要交換などによって実行している。収集した資料は、重複調査を行い蔵書構成の調整を図るとともに、図書資料購入予算の効果的運用を図っている。

所蔵内容は、開架図書 26,979 冊、逐次刊行物(内国書) 57 種類、視聴覚資料 4,991 点、電子ジャーナル 1 種類である。館内には蔵書検索用コンピュータ 1 台、自由に利用できるコンピュータ 1 台を設置し、学習に必要な情報収集を可能にしている。

優先的に収集する資料は、カリキュラムに沿った教育・研究活動上必要とする資料やシラバスに紹介された資料、学生が学修活動を進める過程で必要とする資料である。選書は、各教員が専門とする教育・研究に必要な資料の購入希望を提出する他に、学生の要望を直接聞くリクエスト方式を取ることで、学生が必要としている資料を収集するうえで参考としている。また購入にあたっては、予算の範囲内で整備を行いながら必要とされる資料について、図書委員会や各部会の意見を取入れながら、学科の特性を考慮した選書に努めている。

また図書・楽譜・雑誌・新聞・紀要論文に加えて視聴覚資料を豊富に備えており、それらを視聴できることが大きな特徴である。

所蔵資料のうち、図書・楽譜については、学校用図書室管理システムを導入しデータベース化され、館内資料の検索が可能である。

外部の資料については、論文情報システム「C I N I I」を利用することによって学生が検索しやすいようにしている。

新年度のオリエンテーションでは、新入生を対象とした図書館ガイダンス(利用案内)を行うほかに、4年生、専攻科生、M.P.C.を対象として、卒業論文作成や就職活動に備えた図書館の活用方法について説明を行っている。開館時間は平日(月～金)9:00～18:00 としている。

図書館でも学生の要望を直接聞く方法としてリクエスト方式をとり、学生が必要としている資料を収集するうえの参考としている。

④ 維持、管理、運営

学内には講義室 7 室、音楽演習室 28 室、音楽練習室 73 室が設置されている。その中にはグランドピアノがスタインウェイ社、ベーゼンドルファー社、ヤマハ社、カワイ社等 61 台、アップライトピアノ 54 台、電子オルガン、ハーブ、箏、管・弦・打楽器類等をそれぞれ

れに配置している。

多数の学生が同時に情報処理学習を行うことができるようコンピュータ 30 台を設置した部屋が 1 室、また別途コンピュータによる音楽制作を目的とするコースの為にコンピュータ 10 台を設置した部屋が 1 室など各コースの必要に応じ演習室にコンピュータが設置され、各教室には視聴覚機材及び学内 LAN 接続端子も設置されている。

教員研究室の整備状況としては、学内の各棟に合計 23 室の専任教員用の研究室を設置、音楽療法コース、音楽教育コース及びこども学科には専用の共同研究室を設けている。また、これらの部屋はすべて学内 LAN 接続端子を備えている。

教育研究目的を達成するために必要な施設設備については、大学設置基準を十分に満たしており、これらは適切に維持管理され有効に活用されている。その一方で急激な情報社会への変化、教育研究活動の質の向上、学生からの多様な要望に対応するためにも点検・整備を更に進めなければならない。

学生の休息の場がないとの要望等を受け、平成 19（2007）年に学生・教職員・卒業生が気軽にくつろげるコミュニティーセンターを食堂横に建設し、快適な学生生活の一助となるべく施設の提供をした事は評価できる。

食堂の運営は外部専門業者に委託し、朝食は 8 時から 9 時まで、昼食は 11 時 30 分から 14 時まで、夕食は 18 時から 19 時までと 1 日 3 回の営業を行っている。朝食と夕食の営業は、学生寮利用者への食事提供となるほか、大学周辺で一人暮らしをしている学生が安定した食生活を送るために役立っている。食堂内には意見箱を置いて、学生及び教職員の感想や要望を営業に反映させている。また自販機コーナーは学生食堂に隣接させてあり、食堂の営業時間以外も利用できるよう設置している。

清掃業務は主に専門業者に委託している。楽器を配置した部屋や一部の施設については職員 2 人が行っている。清掃業者によって集められた焼却ゴミは別の収集業者により定期的に搬出される。焼却ゴミ以外の廃棄物は産業廃棄物業者に委託し、職員の立ち会いのもとマニフェスト伝票の確認等を行い適切に処理している。

電気設備に関しては、法的維持管理を財団法人九州電気保安協会に委託し、日常の調整及び軽修理については電気工事士の資格を持った職員が行っている。また、水道設備に関しては、受水槽の清掃を専門業者に依頼し、日常的維持管理は職員が行っている。

本学の危険物施設は、空調関係及び寮の給湯関係の燃料タンクのみであるが、日常的な維持管理は危険物取扱者の資格を持った職員が管理している。また、被害の大きい重油等の漏洩事故を避けるため、毎年専門業者による漏洩検査を行い、法を上回る保守運営を行っている。

本学では守衛室を置き、嘱託職員を常駐させて学内の安全警備に努めている。このことにより日中の不審者警戒及び夜間、休日等の宿直、施錠管理、構内・校舎内の安全保安管理を行っている。

学内の施設、設備、備品、緑地等の維持管理、運用に関する業務は管理課職員が専門業者の協力のもとに行っている。

音楽大学特有となる音の問題については、大学が郊外にあることで騒音・雑音の影響を受けることなく、また周囲からの苦情等を受けることもなく夜間の練習も十分に行える環境にある。練習施設は夜間も 21 時 45 分まで使用を許可している。

自宅ではままならない音楽の練習ができるようにグランドピアノ 61 台、アップライトピアノ 54 台、練習室 73 部屋を開放し自由に練習ができるよう提供している。音楽芸術の真理の探求ができる十分な環境を整えている。

施設の耐震については、耐震診断を平成 22(2010)年度に実施した結果、建物の耐震性能について指摘のあった建物について、移転改築もしくは補修の両面の検討を重ねてきたが、女子寮については平成 28(2016)年度から閉鎖することとし、1号館については、補修工事を実施する方向で検討している。

バリアフリーに関しては、平成音楽大学開学以降に建設した施設においては段差なく入館できるようになっている。それ以前の施設においては、一般の来学者が利用するエリアにおいてはスロープを設けるなどして対応している。エレベーターは4号館に設置している。他の棟にも設置することは構造上容易ではないため、車いすの利用者等には1階での対応ができるようにするほか、必要な場合には職員がサポートしている。

災害時の安全確保については、「御船学園防火管理規程」、「平成音楽大学課題研究（危機管理）特別委員会規程」及び「平成音楽大学危機管理規定」を定め、警備体制の確立を図るとともに、現在「平成音楽大学危機管理規定」に基づき危機管理マニュアルを作成している。

【資料 2-9-4】 防火管理規程

【資料 2-9-5】 平成音楽大学課題研究（危機管理）特別委員会規程

【資料 2-9-6】 平成音楽大学危機管理規定

⑤ アメニティ

本学は政令指定都市熊本市の中心部から南東の方向にあたる上益城郡御船町の緑多い高台に位置している。静かな自然環境の中にあり、音による近隣とのトラブルの心配もなく伸び伸びと楽器や歌の練習ができる状況となっている。

交通アクセスは自動車を利用する場合、熊本空港、熊本駅、熊本市中心部のそれぞれから約 30 分、九州自動車道・御船インターチェンジからは約 3 分と便利である反面、公共交通機関はあまり発達していない。それを解消するために授業開始時刻に合わせた送迎シャトルバスを運行して通学の便を図っている。平成 26(2014)年度の通学手段別の割合は、自家用車利用 51.2%、シャトルバス利用 24.8%、その他が徒歩や自転車等となっている。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

授業は講義、演習、実技、個人レッスンの形態で行っている。クラスサイズは授業形態によりそれぞれ次のようになっている。講義のクラスサイズは平均 29.5 人で適切な人数による授業が行われている。演習は平均 10.6 人でこれも十分に指導が行き届く人数となっている。

学科	授業形態の区分	平均受講者数
音楽学科	講義科目	25.4
	演習科目	10.6
こども学科	講義科目	34.3
	演習科目	29.3

これらの科目の他に、音楽大学の特徴である全学年合同、あるいは両学科・全学年合同の100人から250人程度で行う合唱や合奏のようなものがある。これらは必要によりこの形態で行っているものである。

また音楽実技科目はマンツーマンの個人レッスンで行っている。それぞれの科目により1人から8人までの人数でクラス割りをし、一人ひとりの能力や進度にあわせたレッスンを行っている。このようにいずれも適切に教育を行うにふさわしい学生数を保ちながら授業が行える環境を管理している。

(3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

本学は、豊かな自然環境の中にあり、学生は伸び伸びと楽器や歌の練習ができる環境にある。学生が夜間まで十分に練習できる教育環境を維持しながら、本学の施設、付帯設備の維持・管理、法定点検・保守等を適切に実施し、また、耐震補強工事を含めて安全の確保に努めていくこととする。

[基準2の自己評価]

本学は建学の精神・基本理念、目的・使命及び教育目的に基づき学部・学科ごとに入学受入の方針（アドミッションポリシー）を定め、周知に努めている。入学試験は、複数の試験委員による実技試験、筆記試験、小論文試験に加え面接試験を課し、公平性と公正性を確保している。また、入学試験の方法および基準の細目並びに運営管理等が、適性で公平に行われるように、入学試験業務を「入試総括部会」「入試事務管理部会」「入試問題管理部会」「入学者選考部会」の4つの部会で適切に運営している。音楽学科の入学者数の減少に対しては、高等学校やレスナーへの広報の強化、受験生に対する出前授業や体験レッスンの拡大を図るとともに、試験科目や日程についても検討をしている。

教育課程及び教授方法については、各教育課程をカリキュラムポリシーに沿って体系的に編成し、適切な授業科目を開設するとともに、徹底した少人数指導を実施している。授業方法の改善に関してはFD委員会による活動を中心に、各学科・コースにおいて効果的な教育方法の開発に取り組んでいる。

学修及び授業の支援については、教務委員会による単位修得状況と履修登録状況の把握、さらに授業及びレッスン担当の専任教員と連携を取った履修指導、学生委員会による授業出席状況調査、「学生支援センター」における相談への対応等を通して、学生への適切な助言と指導を行っている。授業実施日以外で学生と顔を合わせる機会をもちにくい兼任教員へは教務課が窓口となり情報の交換や共有が密にできるような体制をとっている。

単位認定、卒業・修了認定等については、「学則」及び「履修規定」によって基準を明

確にし、厳格に適用している。成績評価については、試験に基づくことを原則としており、試験項目と点数配分はシラバスに掲載するとともに授業内で適宜説明をしている。また、演奏の実技科目の成績評価は複数名の教員が採点者となり、平均点をもって成績評価を行うことで、客観性と公平性を確保している。

キャリアガイダンスについては、就職委員による継続的な個人面談、企業等による説明会の他、全学生を対象とした講座「文化芸術論」において、外部講師や企業人によるキャリア支援講座を実施、大学コンソーシアム、公共機関、幼稚園・小・中学校等と連携したボランティア体験活動を実施するなど、一人一人に応じた相談・助言を行っている。細やかな就職・進学サポートの成果は、高水準で推移する就職率に反映されている。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、教育目的を明確にするためのディプロマポリシーを学部・学科ごとに策定し、その習得を目指した授業の実施だけでなく「学内演奏会」「卒業論文発表会」「卒業・修了演奏会」「こどものためのステージ制作」や各種音楽会・コンクールへの取り組みが本学の特色である。達成状況の評価は、学生による授業評価アンケートの実施によって行い、集計結果は科目ごとに担当教員にフィードバックされている。専任教員はそれをもとに「授業改善計画」を作成し、さらに授業公開における検討内容をも踏まえて、授業改善に取り組んでいる。

学生サービスについては、担任、学生委員会、就職委員会、ハラスメント防止・対策委員会、特別奨学生等選考委員会、カウンセラー等が学生生活安定のための支援と窓口を担当しており、最も身近な窓口となる担任が有効に機能している。学生の意見や要望は学生委員会、教務委員会、教授会で分析・検討がなされるシステムが機能している。

教員の配置・職能開発等について、本学では、大学設置基準に則り、教育目的及び教育課程に則した教員数を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任についても、「平成音楽大学教員選考規定」「平成音楽大学教職員の業績審査に関する内規」を定め、適性に運用している。教員の資質・能力向上への取り組みは、専任教員を対象として授業公開と学生による授業評価が主である。

本学の校地、校舎、図書館等、運動用地は、教育環境として適切に整備されている。授業を行う学生数についても講義科目で平均 29.5 人、演習も平均 10.6 人、音楽実技科目は個人レッスンと実技演習でも 1 人から 8 人の人数でクラス割をし、一人ひとりの能力や進度に合わせたきめ細やかな学修指導が実現できる人数になっている。

以上のように、本学は基準 2 のすべてを満たすと自己評価するものである。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人御船学園は「学校法人御船学園寄附行為」において、組織運営の基本を「寄附行為」第3条（目的）に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人類の文化と福祉の進展に寄与する有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。

また、教職員の服務規程として「御船学園就業規則」「平成音楽大学キャンパス・ハラスメントの防止規程」「平成音楽大学公益通報規程」「御船学園平成音楽大学利益相反マネジメントポリシー」「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」の趣旨に則り、個人情報の収集、利用、管理等に関する基本方針を「個人情報の収集、利用、管理に関する基本方針について」として、プライバシーの権利・保護に対する姿勢を明らかにしている。研究活動に関しては「平成音楽大学教育職員教育研究費等の助成に関する規程」「教育職員学外研修勤務規程」等を定め、「寄附行為」を含む諸規程等は、「学校法人御船学園規則集」に編纂し、これらの規程等に基づき規律と誠実性の維持を図っている。

【資料 3-1-1】 学校法人御船学園寄附行為

【資料 3-1-2】 御船学園就業規則

【資料 3-1-3】 平成音楽大学キャンパス・ハラスメントの防止規程

【資料 3-1-4】 平成音楽大学公益通報規程

【資料 3-1-5】 御船学園平成音楽大学利益相反マネジメントポリシー

【資料 3-1-6】 平成音楽大学教育職員教育研究費等の助成に関する規程

【資料 3-1-7】 学校法人御船学園規則集

【資料 3-1-8】 個人情報の収集、利用、管理に関する基本方針について

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為に基づき、法人の最高意思決定機関としての「理事会」、理事会の諮問機関である「評議員会」を毎年度定期的を開催し、確実な業務の遂行と目的の実現に向けて努力

を継続している。教学部門の重要な事項は、平成音楽大学学則第 58 条に則り「教授会」の議を経て決定することとなっている。

この他、「運営委員会」を理事長、学長、常勤理事、学部長、図書館長、副学部長、各学科長、事務局長で大学執行部として編成し、管理運営上の重要問題について意思統一・協議・執行を行っている。事務職員は、毎週火曜日に事務職員全員が出席し「事務連絡会」を行うと共に、定例教授会時に事務職も同席し情報を共有する場としている。

【資料 3-1-9】 平成音楽大学学則

【資料 3-1-10】 学校法人御船学園・平成音楽大学運営委員会規程

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本法人は、「寄附行為」第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い」と記し、関係法令に基づいて法人及び大学を運営することを表明している。そして、大学の設置、運営においては、大学設置基準の諸条件を遵守し、「平成音楽大学学則」を定めて適切に運営している。さらに、本法人は、私立学校振興助成法、学校法人会計基準に則した内部規定を制定し、法令・基準等に対して適切に対応している。また、「寄附行為」第 5 条、第 7 条及び第 14 条に基づき選任された 2 人の監事が、理事会に出席し意見を述べ、さらに決定事項の運営状況を監査することにより、適切性をチェックしている。

そのほか、すべての職員は、関係諸法令に基づく「就業規則」をはじめとする諸規程に基づき、誠実に業務を遂行することとしている。

【資料 3-1-11】 平成音楽大学学則

【資料 3-1-12】 学校法人御船学園寄附行為

【資料 3-1-13】 御船学園就業規則

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

本学では施設設備について、各種法令及び関連規則の安全基準に基づき、適切に維持・管理している。アスベストの飛散防止対策は、平成 18(2006)年度の密閉工事にて完了し、飛散測定を定期的に行い異常のないことを確認している。学園内の PCB 入り蛍光灯の安定器等は、平成 24(2012)年にすべて法規に従い処分している。また、微量 PCB 等は、法規に従い学内に安全に保管している。

防災・警備の対策として「防火管理規程」「平成音楽大学課題研究（危機管理）特別委員会規程」及び「平成音楽大学危機管理規定」を定めて警備体制の確立を図り、本法人の内外に発生または発生のおそれがある災害及び緊急事態へ備えている。災害及び緊急事態の発生または発生のおそれがある場合の対応の細部は、「消防計画」に基づき「避難訓練実施要領」を別に定めている。火災発生の場合の避難訓練は定期的に消防署と連携して実施し、学生の避難行動、教職員の誘導要領等について理解を深めている。

人権については、関係法令に則してセクシャル、アカデミック、パワーの各ハラスメントに関する「学校法人御船学園キャンパス・ハラスメント防止規程」「個人情報の収集、利用、管理に関する基本方針」その他の労働関係諸規程を整備し、人権の擁護について適切な管理を行っている。

- 【資料 3-1-14】 アスベストの飛散防止対策資料
- 【資料 3-1-15】 御船学園防火管理規程
- 【資料 3-1-16】 平成音楽大学課題研究（危機管理）特別委員会規程
- 【資料 3-1-17】 平成音楽大学危機管理規定
- 【資料 3-1-18】 消防計画
- 【資料 3-1-19】 避難訓練実施要領
- 【資料 3-1-20】 学校法人御船学園キャンパス・ハラスメント防止規程
- 【資料 3-1-21】 個人情報の収集、利用、管理に関する基本方針について

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報の公表については、平成 22(2010)年 6 月 15 日に公布された「学校教育法施行規程等の一部を改正する省令」で公表すべき情報が一層明確にされた。本学はこの省令で示された公表すべき義務項目を「事業報告」の形で本学ウェブサイトで公表している。

財務情報の公開については、私立学校法の改正により、平成 16(2004)年度から決算の計算書類の公表が義務づけられたことに伴い、「御船学園財務情報閲覧規程」を制定し、教育情報の公表とともに本学ウェブサイトに掲載し公表している。

- 【資料 3-1-22】 本学ウェブサイト事業報告
- 【資料 3-1-23】 御船学園財務情報閲覧規程

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人の社会的使命を果たすため、管理運営体制、教学運営体制を的確に構築して、組織倫理や社会規範の遵守について現在問題なく維持されているが、今後、少子化・国際化等に伴う社会的要請に応じ、建学の精神と教育目的を軸に適宜適切な対応をしていく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事会は、本法人の最高意思決定機関として重要事項について審議決定する。

理事定数は、「寄附行為」第 5 条第 1 号により 8 人と定めており、その内訳は第 6 条第 1 号により学長が「一号理事」、第 2 号により評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人が「二号理事」、第 3 号により本法人に関係のある顕著な功労者または学識経験者のうち理事会において選任した者 5 人が「三号理事」となっている。現在、一号理事 1 人、二号理事 2 人、三号理事 5 人の合計 8 人を選任している。理事長は、「寄附行為」第 5 条第 2 項により理事総数の過半数の議決により選任され、第 11 条にて理事長は本法人を

代表してその業務を総理する。

理事会は、定例的に年4回開催し、必要に応じ臨時に開催する。理事会は、理事総数の過半数の出席により成立するが、理事の出席状況はきわめて良好である。理事会で審議決定する事項は、本法人のすべての人事、教学、運営に関する事項とし、具体的には「寄附行為」、並びに重要な規則・規程等の制定・改訂、事業計画、事業報告、予算・決算、財産の管理、三号理事の選任、主要人事、学科・課程等の設置・改廃、収用定員変更、授業料等学納金の改定等である。

監事の定員は、「寄附行為」第5条第2号により2人と定めており、現在の監事の数は2人である。監事の理事会への出席状況はきわめて良好であり積極的に意見を述べると共に、業務の執行状況及び財産の状況の適正性について監査を行う。

評議員の定員は、「寄附行為」第19条第2号により17人と定めており、現在の評議員の数は17人である。評議員会は理事会同日に開催し、理事会での審議事項について意見を聞いている。

【資料 3-2-1】 学校法人御船学園寄附行為

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、学内の関係者に偏らず、見識を有する学外者を含めて構成し、大学をとりまく厳しい環境の中、多様な意見を取り入れて諸課題に対処していく。今後も、法人のガバナンス機能を強化し、戦略性、機動性のある管理・運営体制を確保するために、多方面からの有能な人材の登用に努めていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学は教育研究に関する重要事項を審議するために、教授会、運営委員会、代議員会、特別委員会を設けている。教授会は専任教職員（学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、事務局長）をもって構成し、学長主宰のもと平成音楽大学学則第58条に規定する次の項目について審議する。

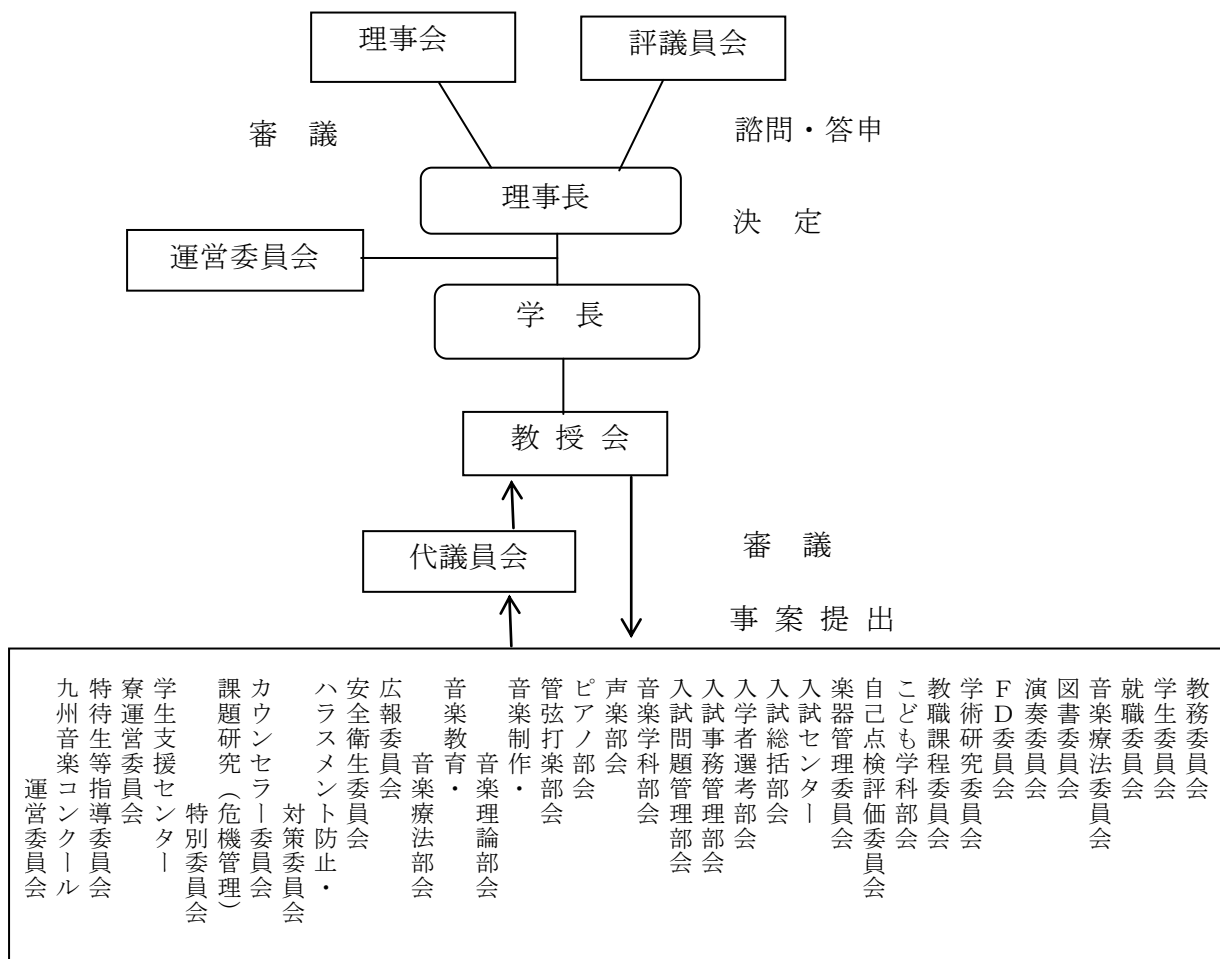
- ① 学則その他諸規程の制定、改廃に関する事項
- ② 学科課程に関する事項
- ③ 学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学および卒業に関する事項
- ④ 学生の試験及び演奏等に関する事項

- ⑤ 学生の賞罰に関する事項
- ⑥ 学生の団体、活動及び厚生に関する事項
- ⑦ 教員の人事に関する事項
- ⑧ 各種委員会に関する事項
- ⑨ その他法令に規定されている事項及び教育上必要な事項

学内の組織は（図 3-3-1）のとおりとなっており、教授会規程第 8 条に基づく各委員会・部会等で専門的な審議を重ねた事項を代議員会で調整し、教授会に提案される。

教授会は定例会が月 1 回、臨時教授会は重要案件が発生した場合など学長が必要と判断した際開催される。運営委員会は理事会と教授会の連携を図り、学園の円滑な管理運営を遂行するため審議・調整を行う。また、その結果を理事会または教授会に建議することを目的としており、適時開催されている。運営委員会及び代議員会の委員には重複者が多く、教授会の運営調整ばかりでなく理事会との調整、独自の企画・立案を円滑に行うことにより学長の業務執行上の補佐的役割を果たしている。

図 3-3-1 学内組織図



- 【資料 3-3-1】 平成音楽大学学則
- 【資料 3-3-2】 平成音楽大学教授会規程
- 【資料 3-3-3】 平成音楽大学代議員会規程
- 【資料 3-3-4】 平成音楽大学運営委員会規程

3-3-②大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップ

学長（理事長兼務）は大学の教育研究の全般を管理し、理事会、教授会、運営委員会等において大学の意思決定についての中心的役割を果たしており、教学の責任者としての責務を果たしながらリーダーシップを十分に発揮している。

学長は自ら授業を担当する他に、学生が出演する演奏会等では音楽監督、作曲、指揮等を務めて、音楽家としてのリーダーシップも執っている。これが学生や教職員の中においての音楽面での指針となっているが、その分学長の負担が増すことにもなっている。

学則では学生の入学・編入学・転入学などの許可や、退学・休学・復学・除籍などの学籍の異動について、また卒業の認定と学位授与や学生の表彰について学長が決定権を持つことが明記してある。このほかに学長が最終決定権を持つ事項として、学内規程の制定や改廃に関する事、学科やコースの設置・変更・廃止に関する事、教育課程の編成に関する事、学事暦や学事日程に関する事、学生の厚生補導に関する事、教員ポストの配置に関する事、他大学等との連携に関する事等がある。

教授会の審議事項の中において学長は強力なリーダーシップを持つ。また学長は理事長を兼務しており、そのため決定権は理事会にも通じており、教学面からの意見と経営面からの意見に齟齬が生じることが極めて少ない状況となっている。

【資料 3-3-5 平成音楽大学学則】

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究に係る意思決定組織については適切に機能している。また学長は大学運営の責任者として適切な意思決定を行っており、十分なリーダーシップを執っていると言える。今後はその中で教学面、経営面のバランスをどのような配分で取っていくかについて、これまで以上に検討を尽くして最終判断を行っていく。そのことにより理事長、音楽監督をも務める学長の業務上の負担を軽減する体制を整えていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

理事会には理事として学長及び事務局長が出席し、教授会の定例会議には、事務局長が出席、教授会が必要とすればその他の職員を加えることができることとなっており、平成26(2014)年度は、すべての教授会で課長以上が同席している。

また、運営委員会は、理事会・評議員会の議題及び教授会議題等について検討する会議として、適時に開催されている。運営委員会は、理事長・学長、常勤理事、学部長、図書館長、副学部長、各学科長、事務局長で構成されており、各部門間のコミュニケーションは十分に取れている。

【資料 3-4-1】 平成音楽大学運営委員会規程

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-①に前述したとおり適時に運営委員会が開催され、理事会と教授会議題等について検討すると共に、企画立案、情報交換のほかに相互のチェックの場となっている。

監事は「寄付行為」第7条に基づき、理事会において選出した候補者から、評議員会の同意を得て2人の監事を理事長が選任している。監事は理事会、評議員会へ出席し業務の進行についてのチェックを行うとともに、決算時の法人業務と財産状況を監査する。

評議員会は「寄付行為」第23条の選任区分による17人の構成となっている。評議員会は、年4回開催されており、評議員の出席は良好である。

監事、評議員会ともに十分その機能を果たしている。

【資料 3-4-2】 学校法人御船学園寄附行為

3-4-② リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長・学長は、前述3-3-②のとおり大学の意思決定について中心的役割を果たしており、あらゆる面で十分なリーダーシップを発揮している。

教員の意見や提案は大学における各種委員会で審議され、代議委員会を通して教授会で審議される。

職員の意見や各部署の提案は、起案をして決裁を受けることで理事長・学長に上申される。

理事長・学長は年度初めの職員全体会、年始の仕事始め式などの全教職員対象の集会の場において指針や心得を述べるほか、小規模大学であるという利点を生かし常日頃から教職員や学生とのコミュニケーションを取るなど意思疎通を図っておりリーダーシップとボトムアップのバランスはしっかりと取れている。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

理事長・学長のリーダーシップの下に、法人と大学、管理部門と教学部門のコミュニケーションが適切にとられており、本学の使命・目的の実行のために、今後とも全学一体となって運営していく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

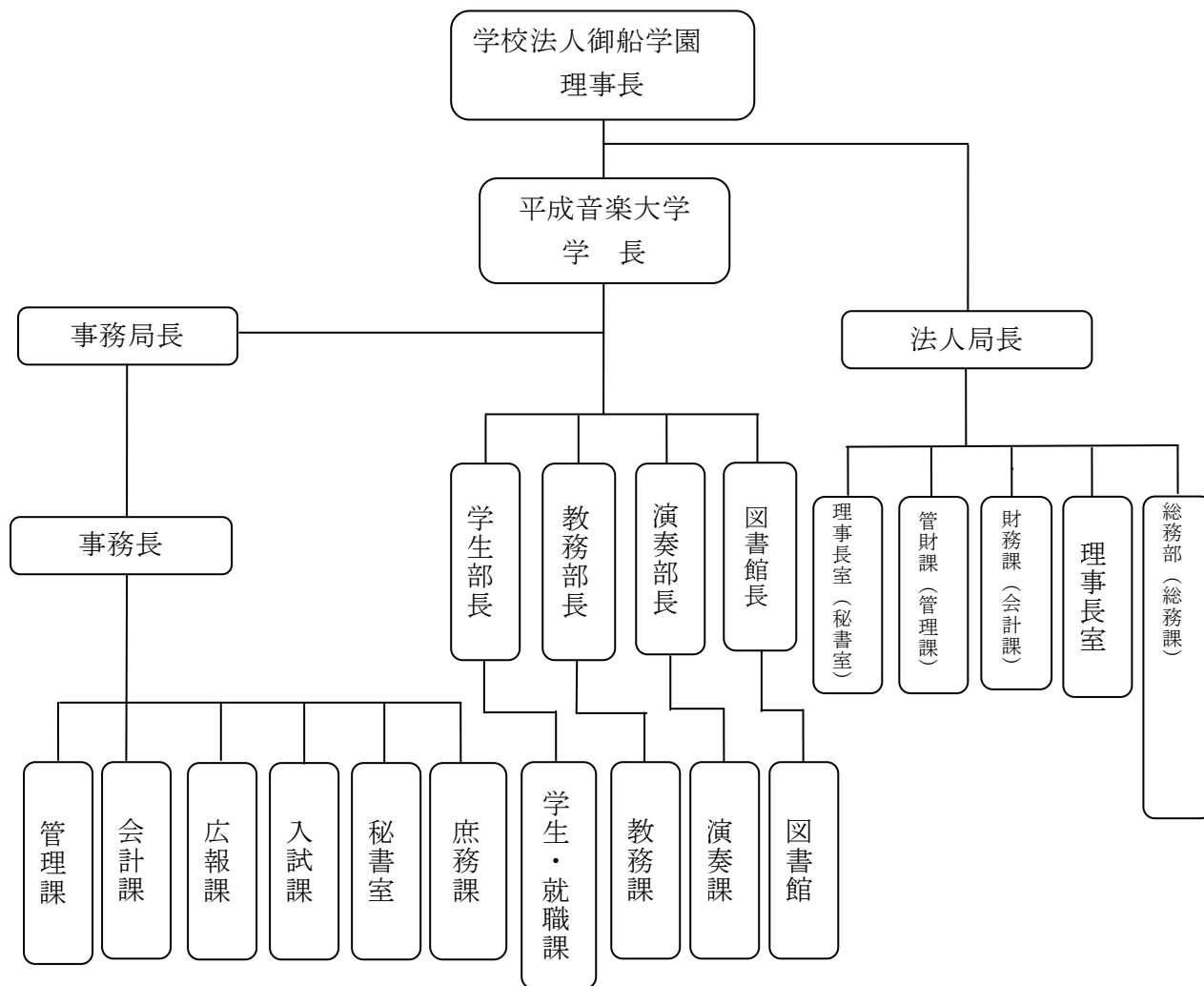
本学園の目的・使命を達成するための事務組織は「学校法人御船学園事務組織規程」第2章「事務組織」、第3章「職制」に定めており、その中に局長、部長、事務長、部次長、課長等の役職の配置を規定し、「学校法人御船学園処務規程」第2章「職務」、第3章「事務分掌」に定められたそれぞれの責任と権限に基づき、所掌の業務を効率よく遂行している。事務組織は図 3-5-1、その主要な所掌事務は表 3-5-1 のとおりである。

職員の定数は特に定めず、平成 27(2015)年 5 月 1 日現在、大学職員数は表表 3-5-2 のとおりである。

なお、清掃、食堂、ピアノ調律等は業務委託としている。

【資料 3-5-1】 学校法人御船学園事務組織規程

図 3-5-1 大学事務組織図



資料 3-5-2】 学校法人御船学園処務規程

表 3-5-1 大学各部館等の主要業務表

部名	課等	主要業務
総務部	庶務課	教職員の服務・福利厚生、職員間の調整、文書授受・保管、公印取扱・保管、調査・統計、教職員の出張・研修、研究費の助成
	入試センター	入試要項の作成・配布、入学試験の実施計画、入学判定資料の作成、入試部会等に関連、入学手続・発送
	広報課	大学の広報・宣伝、入学生募集の広報活動、学生募集活動の企画・実施
	会計課	予算・決算、資産運用、支払・収納、会計帳簿の記帳、伝票・証拠書類の整理・保管、物品の購入、教職員の人事、給与、旅費
	学長室（秘書室）	学長秘書、来客の応接、学内の相互連絡調整、関係諸団体との連携・渉外、学長宛文書の接受・返信

	管理課	土地、施設、設備、備品、車両等の保全・管理、環境整備・清掃、施設・工作物の営繕、車両等の運行
学生部	学生・就職課	学生/各種証明書・届出、休学・退学・復学等の異動、補導・相談、賞罰、課外活動、学生集会、健康診断・保健衛生、厚生・福利、学生寮の運営、特待生関連
		就職/就職斡旋・アルバイト紹介、就職希望調査、求人の広報・案内、求人者の対応
教務部	教務課	学科課程の組織編成・時間割編成・教室配当、講義要項の作成・参考書の紹介、授業日程・休欠講・補講調整、学科履修・単位、定期試験・追再試・成績評価、教育実習関係、教育職員免許上の申請、介護等体験関係、卒業・修了・報告、学生便覧の作成、科目等履修生・留学生・聴講生関係、音楽療法実習関係
演奏部	演奏課	学生が行う学内・外の演奏会、演奏会の企画・運営、特別演奏会の企画・運営、卒業演奏会等の企画・運営、学外演奏家の招聘、渉外
図書館	図書館	図書等の貸し出し、管理、購入、事業計画、予算

表 3-5-2 大学職員数（平成 27(2015)年 5 月 1 日現在）

専任職員			嘱託職員			パートタイム職員			合 計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	1	19	5		5				1	6	24

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

業務執行の管理体制は「学校法人御船学園処務規程」第 3 章「事務分掌」、第 4 章「決裁」に定められ、業務執行について円滑かつ適正な遂行を図るために週一回（水曜日）事務局部課長連絡会を開催している。また、事務局長は、理事会、評議員会、教授会、代議員会に出席し、必要な事務伝達事項を毎週に行われる事務職員連絡会で報告し、情報の共有化と着実な業務遂行に努めている。

【資料 3-5-3】 学校法人御船学園処務規程

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

A. 全専任教員・事務職員会議

新年の仕事始め式に全教員・全職員が一堂に会し、理事長（学長）が建学の精神を基として業務遂行における精神的な指針の講話を行っている。また、4 月の新年度授業開始前に「全専任教員・事務職員会議」を開催し、建学の精神を基とした新年度の教育方針・運営方針、自己研鑽並びに研究発表の必要性についての講話があり、図書館長、学部長、学科長、法人局長、事務局長により、それぞれの所掌業務に関する年度の取り組みについて説明し、全教員・職員の共通理解を図っている。

【資料 3-5-4】 全専任教員・事務職員会議資料

B. 新任者研修会

毎年度4月上旬、新任の教員・事務職員に対し、理事長・学長の講話（建学の精神・教育方針等）並びに学部長、法人局長、事務局長からの所掌業務に関する説明を行い、教員・職員として備えなければならない基本的な知識・素養等について確認している。

【資料 3-5-5】 新任者研修会次第

C. 教職員会

毎月1度の教授会開催時に教員・職員の共通認識が必要と認められる議題については、代議委員会にて協議し、事務職員の主事以上が教授会に特別同席者として参加し、議題に関わる質疑応答を傍聴し、全教員・職員の共通理解を図っている。

【資料 3-5-6】 教授会出席者

D. 事務局部課長会

大学の教学運営、管理運営を円滑に遂行するために、法人局長、事務局長、教務局長、事務長、各課長をメンバーとして、事務局部課長会を毎週定期的に行っている。必要に応じて学部長、学科長、各委員会担当長と協議し、調整を図ることによって、大学全体の業務執行の管理体制は円滑かつ有効に機能している。

E. 学外研修会等への参加

研修の実施においては、学園内の事情のみならず社会的な要請も反映されるよう外部研修会にも参加し、それぞれの部署で必要とされる職員の資質や専門能力の向上に努めている。また、事務局会議での出張報告において他部署への周知も行っている。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学の業務執行体制は、「学校法人御船学園事務組織規程」、「学校法人御船学園処務規程」の分掌や職務領域規程に定めており、適切な組織編成及び職員配置により効率的な業務を行う。また、大学を取り巻く環境の急激な変化や音楽文化・教育並びに地域社会から大学に対して寄せられる広範多様な人材育成への期待に的確に応えるために、教職員全体で問題を提起し、課題点を共有するとともに、問題解決に向けた能力開発を行っていく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

「基準項目 3-6 を満たしている。」

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

人件費においては、定期昇給の見直しや役員報酬の減額などを実施した結果、人件費支出の削減の結果を生み出している。

本学は、小規模の単科大学であることから学生生徒等納付金収入が主となるため、学生確保が最大の課題となる。少子化の影響による学生数の減少に伴い、平成 17(2005)年度に音楽学科の入学定員を 100 人から 70 人と改め、30 人の入学定員による幼児音楽教育学科を設置した。しかし、入学定員を割る状況が続き、平成 23 年度には充足率が 51%にまで落ち込むことになった。そこで平成 24(2012)年度入学者より幼児音楽教育学科の名称をこども学科へ変更すると共に、音楽学科共々思い切った学納金の減額を行った。(音楽学科：年間 160 万円→150 万円、こども学科：年間 110 万円→75 万円)

その結果、学生数は、平成 24(2012)年度は 226 人、平成 25 年度は 223 人、平成 26 年度は 251 人、平成 27(2015)年度は 276 人と堅調に推移している。平成 27 年度においては、充足率は 69%、学生生徒等納付金収入は平成 26(2014)年度対比 104%となる見込みである。

学生募集強化に向けて募集専属の担当者を平成 23(2013)年度より採用し、九州各県の高校・音楽教室・レスナー（指導者）などをくまなく訪問して、本学の広報と受験生の獲得に努めている。さらに、広報展開の充実によりこども学科の周知を図っているほか、音楽学科に新コースを設けるなどして教育の充実を図ることで、安定した学生数の確保を目指している。

また、平成 22(2012)年度に熊本市内中心部にサテライトキャンパスを開設し、本学主催の演奏会・コンクールを開催することで本学の広報の一翼を担っている。また附属音楽教室をサテライトキャンパスで開講しており、受験生確保にも成果を生み出している。

収支のバランスの均衡を念頭に置いた長期ビジョンとして、学科改編・学納金の変更、人件費削減を中心にした改善計画を策定し、平成 23(2013)年度に日本私立学校振興・共済事業団の私立大学等経常費補助金特別補助「未来経営戦略推進経費」に採択された。平成 26 年度に未来経営戦略推進経費の中間評価が実施され、「計画はほぼ予定通り実行され、その成果が現れている」旨の評価を受け、平成 27 年度においても改善計画の実施に努めている。学生数の増加及び未来経営戦略推進経費の採択の結果、私立大学等経常費補助金の交付額が、平成 23 年度は約 2,400 万円まで落ち込んでいたものが、平成 26 年度には約 3,100 万円まで増額した。

なお、学生納付金比率（学生生徒等納付金／帰属収入）は、平成 23 年度は 76%、平成

24年度は82%、平成25年度は81%、平成26年度は84%、と年々高くなっている。また、消費支出比率（消費支出／帰属収入）は、平成23年度は114%、平成24年度は103%、平成25年度は107%、平成26年度は111%、と100%を下回ってはいないものの大きな変動なく推移している。

人件費においては、定期昇給額や管理職手当の見直し、賞与の支給倍率の減率、役員報酬の減額からなる人件費抑制対策をこの数年間継続して実施している。しかし、人件費比率（人件費／帰属収入）は、平成23年度は78%、平成24年度は67%、平成25年度は71%、平成26年度は72%、人件費依存率（人件費／学生納付金）についても、平成23年度は103%、平成24年度は81%、平成25年度は88%、平成26年度は87%となっており、決して低いとは言えない。平成27年度においても、定期昇給額や管理職手当の抑制、賞与の支給倍率の減額も続けており、昇給年齢の制限（満55歳から満50歳に引き下げ）なども含めて、人件費の抑制に努めている。

また、その他の経費の削減についても、価格交渉や節減を積極的に実施している。

【資料 3-6-1】 財務計算に関する書類（平成22年度～26年度）

【資料 3-6-2】 「経営改善計画書」

（平成23年度私立大学等経常費補助金（特別補助）「未来経営戦略推進経費」に係る計画書）

【資料 3-6-3】 未来経営戦略推進経費中間評価に係る進捗状況報告書

データ編 【表 3-5】～【表 3-8】参照

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

平成22年度決算より当年度消費支出超過が継続しており、今後は、当年度消費収入超過に向けた安定的な経営基盤の維持の確立を図っていく。

そのためには、学生数の確保・学生生徒等納付金収入の増加を最重要課題として位置付け、例年同様、学生募集活動に力を注いで収支のバランスを図っていく。経費においても、人件費の抑制や教育研究経費・管理経費の有効な支出に努める。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-①会計処理の適正な実施

3-7-②会計監査の体制整備と厳正な実施

会計処理については、学校法人会計基準及び本学園が定める「学校法人御船学園経理

規程」「学校法人御船学園経理規程施行細則」「学校法人御船学園資産運用規程」を遵守して適正な処理を行なっている。

予算は当初予算を前年度の3月に策定し、期中に修繕費など予算外の支出等が生じた場合は補正予算を編成し、決算と大きく差異が生じないように努めている。

会計監査については、私立学校振興助成法に基づく監査法人による監査と、私立学校法に基づく監事による監査を実施している。

監査法人による監査は、平成26(2014)年度においては10日間行われ、会計処理での不明確事項等はその都度、公認会計士と相談して処理している。決算においては私立学校振興助成法第14条第3項に基づく計算書類等の監査を受けている。その結果は、監査報告書に監査意見として経営の状況・財政情報のすべての重要な点において適正に表示されているものと認められている。

監事による監査については、理事会に毎回出席することにより、本学園の業務状況・財政状況等について実施されており、監事監査報告書によって適正と認められている。

【資料3-7-1】 学校法人御船学園経理規程・学校法人御船学園経理規程施行細則

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

今後も学校法人会計基準、本学園の経理規程等に準拠して適正な会計処理を行う。また、監事や監査法人の監査が適切に実行されるよう努めていく。

【基準3の自己評価】

経営と管理は、学校法人御船学園寄附行為に基づき、高等教育機関としての社会的責務と使命を果たし、建学の精神と教育理念の具現化と目的を達成するために努力を続けている。理事・評議員会の出席状況もよく、経営・管理上の意思決定は適宜に行われている。理事長と学長が同一人のため、リーダーシップが適切に発揮され、管理運営部門と教学部門との連携が円滑また迅速に実施される体制となっている。学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令を遵守し、事務分掌に定められた責任と権限に基づき、機能的に業務が遂行できる体制となっている。

本学は小規模の音楽単科大学であることから、財務基盤は学生生徒等の納付金収入が主となる。そこで学生確保を最重要課題としてとらえ、募集活動に力を注いでいくとともに、教育研究経費・管理経費の有効な支出を計り人件費の抑制を行う等、健全な財務基盤の確立を図っている。また、会計処理・会計監査は、諸法令・諸規程に準拠して適切に実施している。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1-①大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学の自己評価は、学則第3条「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学において教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする」に基づいている。さらに学則に基づき「平成音楽大学自己点検・評価規程」を制定し、学長を中心とした自己点検・評価委員会において毎年、大学の理念、組織、教育研究活動、施設、財政、その他に関して自己点検評価を実施し、理事会に報告している。

【資料 4-1-1】 平成音楽大学学則

【資料 4-1-2】 平成音楽大学自己点検・評価規定

4-1-②自己点検・評価体制の適切性、③自己点検・評価の周期等の適切性

本学の自己点検・評価委員会の組織は、学長を委員長として、学部長、学科長、事務局長、事務長、総務部長を構成員として学内から幅広く情報を集約できる体制をとっている。点検・評価は平成24(2012)年度から、4基準「使命・目的等」「学修と教授」「経営・管理と財務」「自己点検・評価」に沿った評価を実施している。FD委員会からの授業評価アンケート集計結果、公開授業報告、担当課で把握している各種データ等の資料を基に、自己点検・評価委員が作成した「自己点検評価」を、自己点検・評価委員会で検討している。なお、点検・評価委員会で作成された評価結果は、教授会、理事会に報告するとともに、授業改善や次年度のシラバス作成に役立てている。

【資料 4-1-3】 平成音楽大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

本学は、大学の目的・使命を果たすために、自己点検評価を継続的に実施していくことで教育内容の改善を計っていくものとする。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価はFD委員会で実施した授業評価アンケート、公開授業報告のデータと担当課で把握している各種データを資料として自己点検評価を実施している。

平成 21(2009)年度受審した際の自己点検評価書及び評価報告書、授業評価アンケート結果については、本学ウェブサイトにて公表している。

【資料 4-2-1】 平成音楽大学ウェブサイト 日本高等教育評価機構による平成 21 年度大学機関別認証評価結果について

【資料 4-2-2】 平成音楽大学ウェブサイト 授業評価アンケート調査結果報告

4-2-②現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

本学の授業評価は、FD委員会で授業の実態を把握し改善検討を図るために、次の2つの調査を基に実施している。

- 1 「公開授業」 互いの授業を観察し、授業の組み立て方や指導法について学び合って自分の授業改善に生かす。授業検討会を実施することで大学全体の課題を共有し、授業改善へ繋げる。
- 2 「授業評価」 学生にアンケートを行い、その結果を分析することによって、授業改善の手がかりとする。また、結果を各コース(部会)で検討することで問題を共有し、大学全体の授業改善に役立てる。

以上2つの調査を中心にして、自己点検・評価委員会で分析しているため、現状把握のための十分な調査といえる。

【資料 4-2-3】 平成 26 年度後期授業公開における授業記録および授業検討会記録

【資料 4-2-4】 平成 25 年度後期授業評価アンケート調査結果報告

4-2-③自己点検・評価結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価委員会は、評価結果を理事会へ報告している。各教職員にはメールにて配信し、次年度の授業改善への活用を行っている。また、授業評価アンケートの結果については、ウェブサイト上に掲載し透明性を保持している。また、平成 21(2009)年度の「平成音楽大学大学自己評価報告書・本編」及び「平成 21(2009)年度大学機関別認証評価報告書」(平成 21(2009)年 3 月財団法人日本高等教育評価機構)は大学のウェブサイトにて公表している。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、FD委員会で実施した授業評価アンケート、公開授業報告、担当課で把握している各種データ等を元に自己点検評価を実施している。今後も、評価の方法について検討し探っていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の自己点検・評価は毎年実施している。平成 26(2014)年度は、自己点検・評価委員からカリキュラムポリシー及びディプロマポリシーについて、見直しの意見があり、自己点検・評価委員会で検討した結果、各学科のカリキュラムポリシーとディプロマポリシーを付け加えた。また、昨今の自然災害、事故、犯罪等発生の多さを鑑み、「危機管理マニュアル」の作成についての意見があり、自己点検評価委員会で検討し、平成音楽大学危機管理規程を定めるとともに、現在「危機管理マニュアル」を自己点検・評価委員会で作成している。

【資料 4-3-1】平成音楽大学危機管理規程

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

平成 26(2014)年度は、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーについての見直しや危機管理規定の制定を実施している。今後は、学内全体の課題を基とした Plan をさらに増やし、それに沿った Do、Check、Action を継続的に実施していく。

【基準 4 の自己評価】

本学は、自主的な自己点検評価を毎年実施している。平成 25(2013)年には、各学科コースのアドミッションポリシー、学内全体のカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを明確化するなど、自主的な自己点検評価の実績をあげている。また今回の受審に伴って、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーについての見直しや危機管理規程の制定などを行っており、全学的な充実を目指した改善・改革を実施していく。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 社会連携

《A-1 の視点》

A-1-① 地域との連携と社会への貢献

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の基本理念に「地域社会の音楽文化の発展に寄与する人材育成」と「福祉の進展に寄与する人材の育成」がある。これらの理念を達成するには、学内で学修するだけでなく社会に出て実践し、体験することが肝要と考える。そのことが大学の持つ知的・人的財産をもって社会に貢献することにつながると考え、積極的に社会活動に参画している。

地元自治体との連携

地元自治体（熊本県上益城郡御船町）との連携は重視しており、学生や教職員が町主催の様々な行事に参加している。その代表的なものが毎年11月に園児、小学生、中学生、高校生、大学生が一堂に会して行う「御船町教育フォーラム」である。町教育委員会の主催、各教育機関の共催により行っているもので、平成20(2008)年から続いている。その準備のための会議は6月から始まり、各学校が連携しながら様々な内容によるプログラムを作っていく。本学の学生は、進行役を務めたり、演奏を披露したり、幼児たちの世話をしたりと、専攻している音楽や幼児教育に関する活動を実践してフォーラムを盛り上げている。

【資料 A-1-1】 御船町教育フォーラム プログラム

【資料 A-1-2】 御船町教育フォーラム担当者会議開催通知文

各学校間の連携は他にも及んでいる。熊本県立御船高等学校には芸術コースがあり音楽を専攻する生徒が在籍している。本学ではその生徒たちに対して特別レッスン(実技個人指導)を行っており、「大学の教員による大学で行われる実技レッスン」として音楽を学ぶ高校生にとって貴重な学びの場を提供している。

【資料 A-1-3】 熊本県立御船高等学校 実技レッスン計画表（平成26年度）

【資料 A-1-4】 熊本県立御船高等学校ホームページ

御船町立小坂小学校とは、音楽教育コースの学生が中心となった音楽交流会を行っている。音楽交流会の内容については、児童の実態を勘案し、学生が企画・演出・運営をしている。この交流は10年続いており、近年は各学期末に音楽交流会を催している。また、毎年春の新生歓迎遠足は本学を目的地として行われる。昼食後には学生が児童たちの来学を歓迎して野外コンサートを行っている。

【資料 A-1-5】 歓迎遠足実施計画（御船町立小坂小学校作成）

【資料 A-1-6】 御船町立小坂小学校への対応

青少年の健全育成を目的とする御船町青少年健全育成町民会議や御船地区少年警察ボランティア連絡協議会、御船警察署協議会といった会にも要請を受けて参加している。地域における青少年の育成指導、防犯活動等の活動に参加しながら、各組織の目的達成に貢献している。

【資料 A-1-7】 平成 27 年度 御船警察署協議会第一回定例会議の開催通知書

【資料 A-1-8】 平成 27 年度御船地区青少年警察ボランティア連絡協議会開催通知書

【資料 A-1-9】 平成 27 年度 御船町青少年健全育成町民会議総会の開催通知書

このほかにも町の文化祭事業での演奏や審査、また町内の教育施設での演奏、歌唱指導や授業実践の相談など様々な形で大学の人的・物的資源を提供している。

ほかの地域との連携

地域と連携した社会貢献活動は御船町に限らず各地で行っている。

福連木の子守歌が歌い継がれる天草市立福連木小学校とは平成 20(2008)年から毎年、歌唱指導とあわせて音楽交流会を行ってきた。平成 21(2009)年には「全国子守唄サミット&フェスタ'09 in 天草」の開催に合わせた依頼により、福連木の子守歌保存継承のために地元の伝承者の歌を採譜保存し、福連木小学校にその楽譜と音源（演奏を録音したCD）を寄贈した。

小学校 5 校の統廃合が決まり平成 25(2013)年 3 月で福連木小学校は閉校することになったが、同年 1 月 31 日には全児童がそれまでの交流に対する感謝の意を伝えるために本学を訪れて子守唄を披露した。閉校した 4 月以降も福連木地区との音楽交流は継続しており、同地区で催される「福連木の子守歌&童謡まつり」に参加して、地区の子どもたちと一緒に演奏を行っている。平成 27(2015)年度は 11 月 8 日に開催される予定で、学生たちは 6 月から自主的に合唱の練習を始めている。

【資料 A-1-10】 天草市立福連木小学校からの依頼書

【資料 A-1-11】 本学と福連木小学校の交流を伝える新聞記事

さらに本学は平成 22(2010)年度より上益城郡の嘉島町教育委員会と連携し、学生による教育支援ボランティア活動に取り組んでいる。これは教職課程を履修している学生と子ども学科の学生の有志が、嘉島町内の幼稚園、小学校、中学校で支援を要する子どもたちの学習をバックアップする活動である。授業の空き時間を利用し、毎週 1~2 時間の活動を行っている。学生にとっては、教育現場の状況や児童・生徒の様子を知るための良い機会にもなっている。

【資料 A-1-12】 嘉島町からの学生支援員派遣依頼書

また、平成 26(2014)年度より熊本県教育庁社会教育課が行っている「地域の寺子屋」事業にもボランティア登録しており、山江村歴史民俗資料館からの要請を受けた学生たちが「やまええほんの森 ふるさとフェスタ」を学生たちが企画・出演した。

【資料 A-1-13】 やまええほんの森 ふるさとフェスタ ちらし・要項

福祉行政への協力

平成26(2014)年3月に熊本市社会福祉協議会と介護予防事業に関する協定を結んでいる。これにより現在、教員と学生が月1回、高齢者施設で行われる協議会主催の「基幹型元気はつらつサロン」においてコンサートや音楽療法を行っている。

内容は利用者の身体運動の促進、コミュニケーションによる精神の安定化、楽しい時間の共有によるサロンへの参加意欲の向上を目的とするもので、集団歌唱・楽器活動・踊り・体操・鑑賞・演劇・楽曲にまつわる自由な会話などを行っている。高齢者施設を訪問して音楽療法を実践することにより、福祉に貢献しながら福祉に寄与する人材の育成を行っている。

【資料 A-1-14】 高齢者元気づくりに関する応援協定

【資料 A-1-15】 介護予防事業「基幹型元気はつらつサロン」における音楽療法の実践

平成26(2014)年11月には熊本市からの依頼により「熊本市障がい者等レクリエーション」を受け入れた。これは在宅の障がいのある人たちに、自然や地域社会と触れ合う機会を提供することを目的として行われているもので、熊本の文化・音楽・芸術に触れ合うことをテーマとして音楽大学の見学が企画された。当日は障がい（身体、精神、知的、聴覚等様々）のある人たちとボランティアやスタッフ、約70名程に対して施設や授業風景の案内やコンサートを行った。

【資料 A-1-16】 熊本市長からの協力依頼書

九州音楽コンクール

音楽を通して地域文化の振興発展を図るとともに、青少年の音楽水準の向上と豊かな情操の育成を願い、また幅広い年齢層にわたり音楽の楽しさを広めることを目的として平成11(1999)年3月から開催している。17回目を迎えた平成27(2015)年は3月21日から28日までの期間に769人が参加した。部門はピアノ、弦楽、管・打楽、電子オルガン、声楽として、5部門27クラスで行った。

〔ピアノ部門／14クラス〕 幼児、小学1・2年、3・4年、5・6年、中学生、高校生

（以上は課題曲の部と自由曲の部）、大学生、一般（自由曲の部のみ）

〔弦楽部門／5クラス〕 小学生、中学生、高校生、大学生、一般

〔管・打楽部門／4クラス〕 中学生、高校生、大学生、一般

〔電子オルガン部門／5クラス〕 小学生、中学生、高校生、大学生、一般

〔声楽部門／4クラス〕 中学生、高校生、大学生、一般

以上の各クラスにおいて表彰を行い金賞、銀賞、銅賞、奨励賞を授与している。また金賞から最優秀賞、審査員特別賞を選出しており、その受賞者が演奏を披露する機会として5月に受賞記念コンサートを開催している。

【資料 A-1-17】 第17回九州音楽コンクールプログラム

サテライトステージ

直近の市となる熊本市は人口73万人の政令指定都市である。本学では熊本市における拠

点として、中央区役所そば（熊本市中央区花畑町）に「平成音楽大学サテライトステージ」を設けている。ここは主として学生や教員による演奏会やイベントの会場として使用するほか、様々な行事を行っている。また合唱や楽器の演奏、ダンスなどの生涯学習講座も開催している。

【資料 A-1-18】 音楽教室概要

【資料 A-1-19】 平成 26 年度 平成音楽大学附属音楽教室在籍者数

[平成 26 年度に開催した演奏会] 【資料 A-1-20】 各演奏会のチラシ等

- ・ 第 10 回ピアノフェスティバル（5 月 28 日）
- ・ 2014 教員コンサート（6 月 10 日・11 日）
- ・ 平成音楽大学「電子オルガンフェスティバル」（7 月 27 日）
- ・ 2014 Heisei Music Festival（8 月 30 日）
- ・ 第 5 回サテライトステージコンサート（10 月 29 日）
- ・ 2015 ニューイヤー・オペラフェスティバル」（平成 27 年 1 月 25 日）
- ・ ライブコンサート 音創造！〔音楽制作コースコンサート〕（1 月 31 日）
- ・ VOCAL サロンコンサート Vol.8（2 月 3 日）
- ・ 平成音楽大学ゾリステン管楽コンサート（2 月 4 日）
- ・ 第 7 回フレッシュコンサート（2 月 7 日）
- ・ 第 17 回九州音楽コンクール課題曲部門 ピアノ公開レッスン（3 月 1 日）
- ・ 平成 26 年度音楽学科卒業演奏会・専攻科修了演奏会（3 月 17 日）
- ・ 第 17 回九州音楽コンクール（3 月 21 日～28 日）

教員免許状更新講習

学校の教員や幼稚園教諭免許を有する保育士のための教員免許状更新講習を、制度開始の平成 21(2009)年度から毎年開催している。

制度では必修領域 12 時間、選択領域 18 時間の計 30 時間を受講することが課せられているが、本学はそのうち選択領域の 3 講座（各講座 6 時間・定員 30 名）を開講して選択領域 18 時間を満たすことができるようにしている。平成 27(2015)年度には初等教育をテーマとした 1 講座を増やし計 4 講座（定員 120 名）を開講する。

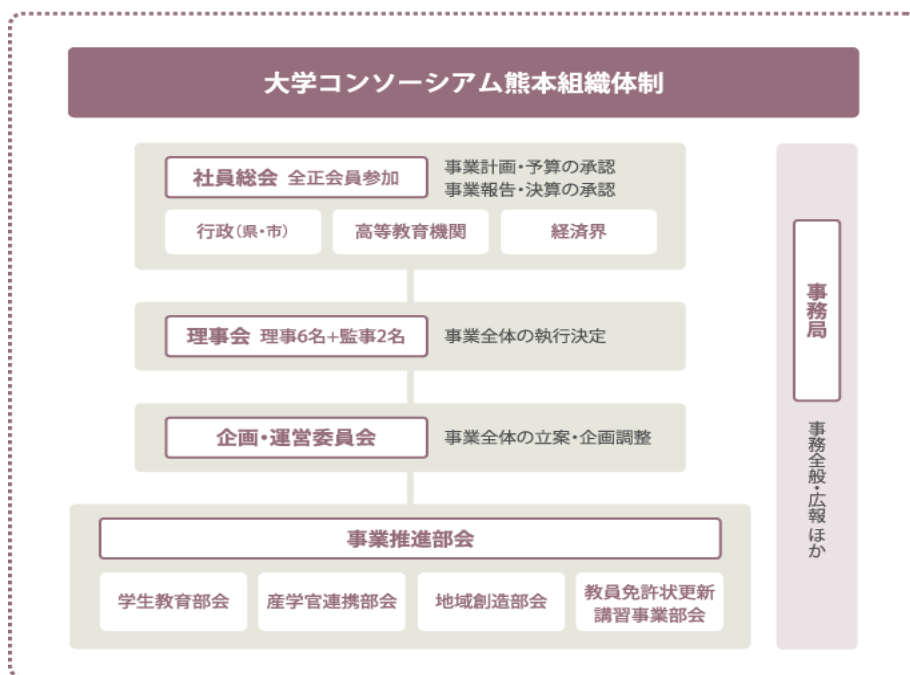
【資料 A-1-21】 平成 27 年度 教員免許状更新講習実施計画

【資料 A-1-22】 平成 27 年度認定通知書

大学コンソーシアム熊本

大学コンソーシアム熊本は平成 18(2006)年に高等教育コンソーシアム熊本として、本学を含む熊本県下 14 の高等教育機関が集い結成された。これに 2 つの自治体（熊本県、熊本市）と 11 の賛助・協賛会員（熊本県経営者協会、熊本経済同友会、熊本青年会議所ほか）が加盟して平成 25 年には一般社団法人大学コンソーシアム熊本となった。

高等教育機関の教育・研究の充実を図ることにより、地域の自治体や産業界等と連携して地域社会の教育・文化等の向上・発展に貢献している。併せて教育環境の向上に寄与することを目的とした活動を行っており、本学もそれらの活動に参加している。



大学コンソーシアム熊本の組織は上表のようになっており、本学からは学長が理事会の代表理事（副会長）を務めるほか、教職員が企画・運営委員会や各事業推進部会の委員として出席している。そこでの決定により様々な事業が行われ、教職員や学生がこれに参加し地域貢献に努めている。それぞれの委員会・部会の取り組みは次のようになっている。

□企画・運営委員会

- ①大学連携単位互換制度に関する検討事業
- ②高等教育の在り方に関する研究事業
- ③研究者アーカイブ「～地域連携～研究者一覧」の作成
- ④熊本知識者円卓会議（熊本版ダボス会議）
- ⑤文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業（拠点型）」

□学生教育部会

- ①インターンシップ連携事業
- ②進学ガイダンスセミナー実施事業
- ③ドリームサイエンス・プログラム「理数教育指導者養成講座」実施協力事業
- ④FD・SD事業
- ⑤学生企画イベントの支援事業

□産学官連携部会

- ①多言語による情報発信（パンフレット・HPの多国語化）
- ②留学生合同就職説明会の開催
- ③東アジア留学生（行政職員）インターンシップ事業
- ④留学生交流等拠点設置支援事業
- ⑤熊本市営住宅の入退去管理

□地域創造部会

- ①医療福祉地域連携事業Ⅰ（地域の健康福祉の増進活動）
- ②医療福祉地域連携事業Ⅱ（障がい学生支援）
- ③環境整備活動
- ④地域行事・イベントへの参加
- ⑤熊本県民カレッジリレー講座「キャンパスパレオ」

□教員免許状更新講習事業部会

- ①平成26年度教員免許状更新講習

【資料 A-1-23】 大学コンソーシアム熊本 平成26年度事業報告書

【資料 A-1-24】 研究者アーカイブ「～地域連携～研究者一覧」
(ウェブサイト版／表紙・目次)

吹奏楽コンクール課題曲レベルアップセミナー

毎年夏に行われる全日本吹奏楽コンクールに向けての課題曲レベルアップセミナーを開催している。コンクール課題曲における演奏能力の向上を目的に、中学生・高校生の吹奏楽部員を対象に行うもので、平成 27(2015)年は 6 月 14 日に開催し 19 校から 152 人が参加している。本学の講師陣がそれぞれの楽器ごとにレッスンを行った後、最後にコンクールの課題曲を参加者全員と本学ブラスオーケストラと一緒に演奏するプログラムで、参加者の演奏力と中・高校の吹奏楽部顧問の指導法の向上に貢献している。

【資料 A-1-25】 課題曲レベルアップセミナー要項

社会奉仕活動

熊本県内の 86 の事業所で構成する「熊本いいくに会」に加盟して、様々な社会活動を行っている。この会は地域で営み地域に暮らす経営者、社員・職員、学生が共に活動していくことを通して、熊本の未来づくりを行っていく有志の会となっている。毎月の公園や中学校のトイレ清掃活動、熊本市夏祭りでの打ち水作業、熊本の秋の風物詩となった「熊本暮らし人祭り“みずあかり”」への参加、肥後花菖蒲保存のための株分け作業など活発な活動を行っている。また加盟事業所の新入社員研修会においては本学キャンパスを会場として提供している。

【資料 A-1-26】 熊本いいくに会の加盟団体一覧、理念と目的、2014 年度活動実績

これらの取り組みは、国立教育政策研究所の社会教育実践研究センターが「地域における社会教育事業を支援するため全国の特色ある実践事例を紹介し、各地域における社会教育の振興や事業計画の立案に資する」ことを目的として作られた社会教育情報番組「社研の窓」により配信されている。

【資料 A-1-27】 「社研の窓」コメンテーターによる解説書

リフレッシュ教育

音楽教育コース主任教授が中心となり、平成 19(2007)年度から月 1 回のペースで熊本県内の小学校・中学校に勤務する音楽担当教員が集い学び合う「音楽の授業づくり研究会」を開催している。参加者が互いの教育実践を持ち寄り、児童生徒主体の授業づくりの視点に立ち、授業改善策について協議している。これに本学で教員を目指す学生や卒業生も参加している。

【資料 A-1-28】 音楽の授業づくり研究会レポート 平成 26 年度第 1 号

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

基本理念である「地域社会の音楽文化の発展に寄与する人材育成」と「福祉の進展に寄与する人材の育成」に関して見る場合、児童・生徒の感性・情操教育への支援活動や、病院・介護施設及び老人ホームでの音楽療法実践等によって大学と地域社会との関係はうま

く構築されているが、今後さらに活性化するための取り組みを続けていく。演奏会や現場での実践は盛んに行っているが、大学を会場として行うものを増やしていく。大学までのアクセスは良いとは言えないが、多くの人たちに大学キャンパスを利用してもらいながら連携を深めるよう計画していく。

自治体や企業とは音楽を通じて良好な関係を保っているが、本来の意味の産学官連携としては実績が少ない。大学コンソーシアム熊本で発行した「研究者アーカイブ『～地域連携～研究者一覧』」はウェブサイトでも公表され、それぞれの教員の研究テーマを紹介しているが研究分野としての音楽はニーズが少ない。今後は研究機関として産学官連携を促進できるよう模索していく。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	該当なし
【表 F-8】	外部評価の実施概要	該当なし
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	該当なし
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人御船学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	平成 27 年度平成音楽大学学園案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	平成音楽大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成音楽大学平成 28 年度入学試験要項	
【資料 F-5-1】	学生便覧	
	平成 27 年度学生便覧	
【資料 F-5-2】	履修要項	
	SILLABUS 平成 27 年度授業計画	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 27 年度 学校法人御船学園 事業計画（事業概要）	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人御船学園 事業報告書（平成 26 年度）	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	平成 27 年度平成音楽大学学園案内、平成音楽大学学生便覧 平成音楽大学平成 28 年度入学試験要項から抜粋	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人御船学園平成音楽大学規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び 理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況 など）がわかる資料（前年度分）	
	学校法人御船学園 平成 26 年度 理事、監事、評議員名簿 学校法人御船学園 理事会、評議員会の開催状況	

基準 1. 使命・目的等

コード	基準項目	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	平成音楽大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 1-1-2】	平成音楽大学ウェブサイト	
【資料 1-1-3】	平成 27 年度学生便覧	【資料 F-5-1】 参照
【資料 1-1-4】	平成 27 年度平成音楽大学学園案内	【資料 F-2】 参照
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	平成音楽大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 1-2-2】	平成音楽大学ウェブサイト	【資料 1-1-2】 参照
【資料 1-2-3】	平成音楽大学平成 28 年度入学試験要項	【資料 F-4】 参照
【資料 1-2-4】	平成 27 年度学生便覧	【資料 F-5-1】 参照
【資料 1-2-5】	平成 27 年度平成音楽大学学園案内	【資料 F-2】 参照

平成音楽大学

【資料 1-2-6】	学校法人御船学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 1-2-7】	平成音楽大学学則	【資料 F-3】 参照
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	学校法人御船学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 1-3-2】	平成 27 年度学生便覧	【資料 F-5-1】 参照
【資料 1-3-3】	平成音楽大学平成 28 年度入学試験要項	【資料 F-4】 参照
【資料 1-3-4】	広報誌「平成音楽大学通信 HEISEI MUSIC TIMES」	
【資料 1-3-5】	平成音楽大学ウェブサイト	【資料 1-1-2】 参照
【資料 1-3-6】	学校法人御船学園中期（H23～H29）事業計画	
【資料 1-3-7】	平成 27 年度平成音楽大学学園案内	【資料 F-2】 参照
【資料 1-3-8】	広報誌「平成音楽大学通信 HEISEI MUSIC TIMES」	【資料 1-3-4】 参照

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	平成音楽大学平成 28 年度入学試験要項	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-2】	平成音楽大学ウェブサイト	
【資料 2-1-3】	平成 27 年度平成音楽大学学園案内	【資料 F-2】 参照
【資料 2-1-4】	平成音楽大学入学者選考規程	
【資料 2-1-5】	レスポンスウェブデザイン資料	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	平成 27 年度平成音楽大学学園案内	【資料 F-2】 参照
【資料 2-2-2】	平成音楽大学平成 28 年度入学試験要項	【資料 F-4】 参照
【資料 2-2-3】	学則第 4 条、第 5 条	【資料 F-3】 参照
【資料 2-2-4】	SILLABUS 平成 27 年度授業計画	【資料 F-5-2】 参照
【資料 2-2-5】	平成音楽大学学則第 21 条、第 22 条	【資料 F-3】 参照
【資料 2-2-6】	平成音楽大学学則第 31 条、第 32 条、第 34 条	【資料 F-3】 参照
【資料 2-2-7】	平成音楽大学学則第 21 条、第 22 条	【資料 F-3】 参照
【資料 2-2-8】	平成音楽大学学則第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条	【資料 F-3】 参照
【資料 2-2-9】	平成音楽大学学則第 40 条、第 42 条	【資料 F-3】 参照
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成音楽大学学則第 57 条	【資料 F-3】 参照
【資料 2-3-2】	平成 27 年度オリエンテーション日程表	
【資料 2-3-3】	平成 26 年度後期オリエンテーション日程	
【資料 2-3-4】	平成 26 年度オフィスアワーまとめ	
【資料 2-3-5】	平成 25 年度後期授業評価アンケート調査結果報告	
【資料 2-3-6】	学友会会則	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	平成 27 年度学生便覧	【資料 F-5-1】 参照
【資料 2-4-2】	SILLABUS 平成 27 年度授業計画	【資料 F-4】 参照
【資料 2-4-3】	履修カード	
【資料 2-4-4】	履修届	
【資料 2-4-5】	履修規定	
【資料 2-4-6】	平成音楽大学学則第 27 条、第 28 条、第 29 条	【資料 F-3】 参照
【資料 2-4-7】	平成音楽大学学則第 6 条、第 9 条、第 30 条	【資料 F-3】 参照

平成音楽大学

2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	進路希望調査表	
【資料 2-5-2】	就職活動のてびき	
【資料 2-5-3】	キャリア支援講座次第	
【資料 2-5-4】	平成 27 年度大学コンソーシアム熊本会員名簿	
【資料 2-5-5】	平成 26 年度インターンシップ・プログラム実施報告書 大学 コンソーシアム熊本	
【資料 2-5-6】	平成 27 年度平成音楽大学学園案内	【資料 F-2】 参照
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成 27 年度平成音楽大学学園案内	【資料 F-2】 参照
【資料 2-6-2】	平成音楽大学平成 28 年度入学試験要項	【資料 F-4】 参照
【資料 2-6-3】	平成 27 年度平成音楽大学行事予定表	
【資料 2-6-4】	平成 26 年度学位授与状況	
【資料 2-6-5】	平成 25 年度後期授業評価アンケート調査結果報告	【資料 2-3-5】 参照
【資料 2-6-6】	平成 26 年度後期授業公開における授業記録および授業検討 会記録	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	平成音楽大学特待生・特別奨学生に関する規程	
【資料 2-7-2】	学生支援センターの利用手引き	
【資料 2-7-3】	学生相談室、利用状況	エビデンス（データ 編）2-12 参照
【資料 2-7-4】	保健室利用状況	
【資料 2-7-5】	平成音楽大学特待生・特別奨学生に関する規程	
【資料 2-7-6】	平成音楽大学外国人留学生に関する規則	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	設置基準上必要となる専任教員数	
【資料 2-8-2】	各課程において必要な専任教員数	
【資料 2-8-3】	平成音楽大学教員選考規程	
【資料 2-8-4】	平成音楽大学教職員の業績審査に関する内規	
【資料 2-8-5】	平成音楽大学教育職員学外研修（勤務）規程	
【資料 2-8-6】	平成音楽大学教育職員教育研究費等の助成に関する規程	
【資料 2-8-7】	平成音楽大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	平成 27 年度平成音楽大学学園案内	【資料 F-2】 参照
【資料 2-9-2】	平成 27 年度学生便覧	【資料 F-5-1】 参照
【資料 2-9-3】	平成音楽大学平成 28 年度入学試験要項	【資料 F-4】 参照
【資料 2-9-4】	防火管理規程	
【資料 2-9-5】	平成音楽大学課題研究（危機管理）特別委員会規程	
【資料 2-9-6】	平成音楽大学危機管理規定	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人御船学園寄附行為	【資料 F-3】 参照
【資料 3-1-2】	御船学園就業規則	
【資料 3-1-3】	平成音楽大学キャンパス・ハラスメントの防止規程	
【資料 3-1-4】	平成音楽大学公益通報規程	

平成音楽大学

【資料 3-1-5】	御船学園平成音楽大学利益相反マネジメントポリシー	
【資料 3-1-6】	平成音楽大学教育職員教育研究費等の助成に関する規程	
【資料 3-1-7】	学校法人御船学園規則集	
【資料 3-1-8】	個人情報の収集、利用、管理に関する基本方針	
【資料 3-1-9】	平成音楽大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 3-1-10】	学校法人御船学園・平成音楽大学運営委員会規程	
【資料 3-1-11】	平成音楽大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 3-1-12】	学校法人御船学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 3-1-13】	平成音楽大学就業規則	【資料 3-1-2】 参照
【資料 3-1-14】	アスベストの飛散防止対策資料	
【資料 3-1-15】	防火管理規程	【資料 2-9-4】 参照
【資料 3-1-16】	平成音楽大学課題研究（危機管理）特別委員会規程	【資料 2-9-5】 参照
【資料 3-1-17】	平成音楽大学危機管理規定	【資料 2-9-6】 参照
【資料 3-1-18】	消防計画	
【資料 3-1-19】	避難訓練実施要領	
【資料 3-1-20】	学校法人御船学園キャンパス・ハラスメント防止規程	
【資料 3-1-21】	個人情報の収集、利用、管理に関する基本方針	【資料 3-1-8】 参照
【資料 3-1-22】	本学ウェブサイト事業報告	
【資料 3-1-23】	御船学園財務情報閲覧規程	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人御船学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	平成音楽大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 3-3-2】	平成音楽大学教授会規程	
【資料 3-3-3】	平成音楽大学代議員会規程	
【資料 3-3-4】	学校法人御船学園・平成音楽大学運営委員会規程	【資料 3-1-10】 参照
【資料 3-3-5】	平成音楽大学学則	【資料 F-3】 参照
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人御船学園・平成音楽大学運営委員会規程	【資料 3-1-10】 参照
【資料 3-4-2】	学校法人御船学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人御船学園事務組織規程	
【資料 3-5-2】	学校法人御船学園処務規程	
【資料 3-5-3】	学校法人御船学園処務規程	【資料 3-5-2】 参照
【資料 3-5-4】	全専任教員・事務職員会議資料	
【資料 3-5-5】	新任者研修会	
【資料 3-5-6】	教授会出席者	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	財務計算に関する書類（平成 22 年度～26 年度）	
【資料 3-6-2】	「経営改善計画書」（平成 23 年度私立大学等経常費補助金（特別補助）「未来経営戦略推進経費」に係る計画書）	
【資料 3-6-3】	未来経営戦略推進経費中間評価に係る進捗状況報告書	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人御船学園経理規程・学校法人御船学園経理規程施行細則	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	平成音楽大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 4-1-2】	平成音楽自己点検・評価規定	
【資料 4-1-3】	平成音楽大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 2-8-7】 参照
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成音楽大学ウェブサイト 日本高等教育評価機構による平成 21 年度大学機関別認証評価結果について	
【資料 4-2-2】	平成音楽大学ウェブサイト 授業評価アンケート調査結果報告	
【資料 4-2-3】	平成 26 年度後期授業公開における授業記録および授業検討会記録	【資料 2-6-6】 参照
【資料 4-2-4】	平成 25 年度後期授業評価アンケート調査結果報告	【資料 2-3-5】 参照
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	平成音楽大学危機管理規定	【資料 2-9-6】 参照

基準 A. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 社会連携		
【資料 A-1-1】	御船町教育フォーラムプログラム	
【資料 A-1-2】	御船町教育フォーラム担当者会議開催通知文	
【資料 A-1-3】	熊本県立御船高等学校 実技レッスン計画表（平成 26 年度）	
【資料 A-1-4】	熊本県立御船高等学校ホームページ	
【資料 A-1-5】	歓迎遠足実施計画（御船町立小坂小学校作成）	
【資料 A-1-6】	御船町立小坂小学校への対応	
【資料 A-1-7】	平成 27 年度 御船警察署協議会第一回定例会議の開催通知書	
【資料 A-1-8】	平成 27 年度御船地区青少年警察ボランティア連絡協議会開催通知書	
【資料 A-1-9】	平成 27 年度 御船町青少年健全育成町民会議総会の開催通知書	
【資料 A-1-10】	天草市立福連木小学校からの依頼書	
【資料 A-1-11】	本学と福連木小学校の交流を伝える新聞記事	
【資料 A-1-12】	嘉島町からの学生支援員派遣依頼書	
【資料 A-1-13】	やまええほんの森 ふるさとフェスタ ちらし・要項	
【資料 A-1-14】	高齢者元気づくりに関する応援協定	
【資料 A-1-15】	介護予防事業「基幹型元気はつらつサロン」における音楽療法の実践	
【資料 A-1-16】	熊本市長からの協力依頼書	

平成音楽大学

【資料 A-1-17】	第 17 回九州音楽コンクールプログラム	
【資料 A-1-18】	音楽教室概要	
【資料 A-1-19】	平成 26 年度 平成音楽大学附属音楽教室在籍者数	
【資料 A-1-20】	各演奏会のチラシ等	
【資料 A-1-21】	平成 27 年度 教員免許状更新講習実施計画	
【資料 A-1-22】	平成 27 年度認定通知書	
【資料 A-1-23】	大学コンソーシアム熊本 平成 26 年度事業報告書	
【資料 A-1-24】	研究者アーカイブ「～地域連携～研究者一覧」	
【資料 A-1-25】	課題曲レベルアップセミナー要項	
【資料 A-1-26】	熊本いいくに会の加盟団体一覧、理念と目的、2014 年度活動実績	
【資料 A-1-27】	「社研の窓」コメンテーターによる解説書	
【資料 A-1-28】	音楽の授業づくり研究会レポート 平成 26 年度第 1 号	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

記載内容の訂正【正誤表】

平成音楽大学

「平成27年度大学機関別認証評価自己点検評価書」を、下記のとおり訂正させていただきますので、よろしくお願いたします。

記

基準2.

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理 ③図書館の概要 [P50-13行目]

(正) 開架図書 26,979冊・・・視聴覚資料 4,991点

(誤) 開架図書 26,949冊・・・視聴覚資料 5,692点

基準3.

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性 [P58-30行目]

正 「教授会は専任教職員（学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、事務局長）をもって構成し、学長主宰のもと

平成音楽大学学則第58条に規定する次の項目について審議する。」

誤 「教授会は専任教職員（学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、事務局長）をもって構成し、学長主宰のもと

平成音楽大学学則第56条に規定する次の項目について審議する。」

基準4.

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画） [P71-17行目]

(正) 学内全体の課題を基としたplanをさらに

(誤) 学内全体の課題をとしたplanをさらに